

(改定版)

# 「地域づくり活動支援指針」 「県行政参画・協働推進計画」

— みんなが主役で 多彩な協働 —



# 目 次

はじめに	1
(1)条例がめざす「参画と協働」とは	1
(2)支援指針・推進計画の改定	2
(3)議会と知事の関係は	2
<b>1. 目的・役割等</b>	<b>3</b>
(1)目的と役割	3
(2)期間	3
(3)毎年度の推進と評価	4
(4)構成	5
<b>2. 参画と協働による地域づくり</b>	<b>6</b>
(1)成熟社会の到来	6
(2)県民とともに歩む県政	6
<b>3. 兵庫が描く参画と協働</b>	<b>12</b>
(1)参画と協働による兵庫づくり	12
—みんなが主役で 多彩な協働—	
(2)各主体の役割と連携	14
<b>4. 参画と協働の展開方向</b>	<b>17</b>
(1)展開にあたっての3つの視点	17
○県民主役の展開	
○過程（プロセス）の共有	
○相互信頼のネットワーク	
(2)地域づくり活動の支援の方向	18
①新たな活動を生み、育む	
②活動を高め、支える	
③活動をつなぎ、 <sup>ひろ</sup> 拡げる	
(3)参画と協働による県行政推進の方向	24
①県民と情報を共有する	
②県民と知恵を出し合う	
③県民と力を合わせる	
<b>5. 参画と協働の推進に向けて</b>	<b>28</b>
(1)目に見える形での展開 ～地域協働の推進～	28
(2)推進体制の整備	28

**参考** ..... **30**

- ◇ 参画と協働のチャンネル ～県民と県行政をつなぐ多様な手法～ .....30

**資料** ..... **33**

- 資料1 県民の参画と協働の推進に関する条例 .....34
- 資料2 用語解説 .....36
- 資料3 県民生活審議会参画・協働推進専門委員会の概要 .....40
- 資料4 県民との意見交換など .....42

## はじめに

### (1) 条例がめざす「参画と協働」とは

兵庫県では、21世紀の成熟社会にふさわしい地域づくりを進めるため、参画と協働のあり方や基本理念等を明らかにした「**県民の参画と協働の推進に関する条例**」を制定し、平成15年4月から施行しています。

- 成熟時代における社会システムは、県民一人ひとりをはじめ、多様な主体が自ら積極的に地域社会にかかわることにより、ともに「新しい公」を担っていく参画協働型へと移行していくことが重要とされています。このため、県民だれもが地域社会の一員としての自覚と責任を持って、主体的に地域づくり活動に取り組んでいくことが強く求められています。
- このような考え方のもと、自分たちの地域を住みやすくするため、知恵やアイデアを出し合って、みんなのことはみんなで決め、力を合わせて、さまざまな地域づくりに取り組む「**参画と協働**」の大切さを共有していくことが不可欠です。
- 条例では「参画と協働」には、2つの場面があることを明らかにしています。
  - ①「**県民と県民のパートナーシップ（地域社会の共同利益の実現への参画と協働）**」
  - ②「**県民と県行政のパートナーシップ（県行政の推進への参画と協働）**」これらの場面が相互に連携しながら展開することが重要であるとしています。

#### 県民と県民のパートナーシップ

##### —地域社会の共同利益の実現への参画と協働—

子育てや高齢者の支援、環境・緑化活動、交流行事、国際交流、芸術・文化、防犯・防災など県民の皆さんが、主体的に住みやすい地域づくりのために取り組む活動全般を指します。地域に根ざしているもののみでなく、地域を越えた特定のテーマに基づく活動も含まれます。

(県民が県外で行う活動、県外の方が県内で行う活動も含まれます。)



#### 県民と県行政のパートナーシップ

##### —県行政の推進への参画と協働—

県政情報の共有はもちろん、政策の企画立案、実施、評価・検証の各段階で、県民の皆さんからの積極的な参画と協働を得ながら、県民生活中心の県民とともに歩む県行政の推進に取り組むことを指します。



- 県では、県民の皆さんが主体的に地域づくり活動を展開できるように、市町施策を尊重しつつ、市町との適切な役割分担のもと緊密な連携・協調を図りながら、県民主役の「美しい兵庫」の実現をめざします。

#### 【県民とは・・・】

- この条例でいう「県民」とは、県民一人ひとり（外国人県民も含みます）、自治会、婦人会、子ども会等の地域団体、ボランティアグループ・団体、NPO<sup>\*</sup>/NGO<sup>\*</sup>、その他の民間団体、企業等の事業者のことであります。
- 兵庫県に住んでいる人（団体）だけではなく、兵庫県で働いている人（団体）、兵庫県の取り組みに関心を持ち、何らかのかかわりを持っている人（団体）も含めて、広くとらえています。
- さらに、地域づくり活動を進めるうえで大学をはじめとした学術研究機関も重要な存在だといえます。地域団体や事業者と連携しながら、高度な専門性を生かしてさまざまな地域づくりの場面にかかわっていくことが期待されています。

<sup>\*</sup>NPO：non-profit organizations の略。ここでは、福祉（医療・福祉）、まちづくり、子育て、環境、国際など、あらゆる分野における営利を目的としない民間の組織のことをいう。NPO法に則して認証されたNPO法人、一部の財団法人、社団法人、社会福祉法人などと、そのような法人格は取得していない市民活動団体やボランティア団体の2つの類型を含む。

<sup>\*</sup>NGO：non-governmental organizations の略。もともとは国連憲章の中で使われている言葉で、非政府組織のこと。営利を目的とせず、開発問題、環境問題、平和問題などの諸問題に国際的に活動する民間団体をさす場合が多い。

#### 【新しい公とは・・・】

- 豊かな成熟社会の実現をめざして、私的領域と公的領域の間にある公共的領域を広く「公」ととらえ、「公」を担うのは行政(官)という考え方ではなく、支え合い、共に生きるための領域を、自立した個人が主体的に担うという概念のことであります。

#### 【美しい兵庫とは・・・】

『21世紀兵庫長期ビジョン<sup>\*</sup>』では、兵庫がめざす将来像として、多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築き、兵庫にかかわるすべての人々にこころ豊かに生きる感動を与える「美しい兵庫」を築くこととしています。

<sup>\*</sup>21世紀兵庫長期ビジョン：成熟社会を迎える中、県民主役・地域主導を基本として、21世紀初頭の兵庫県のめざすべき社会像についてとりまとめたもの。めざすべき兵庫像を「美しい兵庫」とし、その実現の基本姿勢として「参画と協働」を位置づけている。

## (2) 支援指針・推進計画の改定

- 参画・協働条例の規定に基づき、県では、県民の皆さんのパートナーシップによる主体的な地域づくり活動を応援するための支援の考え方や展開方向を定めた「地域づくり活動支援指針」と、県民の皆さんと県行政のパートナーシップによる参画と協働による県行政を推進するための考え方や展開方向を定めた「県行政参画・協働推進計画」を平成16年3月にとりまとめ、さまざまな施策を展開してきました。
- このたび、同条例に基づき実施した参画と協働関連施策の効果の検証結果を踏まえ、これらを補強・改定しました。

## (3) 議会と知事の関係は

- 県民の参画と協働を得ながら、議決機関である議会と執行機関である知事の緊密な連携の下、施策の決定と確実な推進を図ります。

#### 【県議会と県行政の関係は・・・】

- 地方自治の基本的なしくみは、間接民主制に基づく二元的な代表制で、議決機関である議会と執行機関である知事が、それぞれ住民の負託に的確に応え、対等な関係で県政推進への取り組みを進めるものです。県民の参画と協働は、このような地方自治制度のもとで推進していかなければなりません。
- このため、県議会と県行政の双方が、多様で重層的なチャンネルを県民との間で確保するとともに、それぞれ議決機関と執行機関としての適切な役割を果たすため、たゆむことなく情報の共有や協働機会の創出に努めなければなりません。

## 1. 目的・役割等

### (1)目的と役割

#### ①地域づくり活動支援指針

「地域づくり活動支援指針」は、県民の皆さんのパートナーシップによる自発的で自律的な意思による「地域づくり活動」のさらなる拡がりに向けて、県としての基本的な支援の考え方を明らかにすることを目的とします。

また、県民の主体性を尊重しつつ、広域自治体である県として、市町や中間支援機能を持つ組織・団体等との適切な役割分担と緊密な連携のもと、県民の地域づくり活動を支援する施策等を展開するための基本的な展開方向を示すことにより、県行政横断による総合的な指針としての役割を担っています。

#### ②県行政参画・協働推進計画

「県行政参画・協働推進計画」は、県民主役の県政をより確かなものとするため、「県行政への参画と協働」を推進するための基本的な考え方を明らかにすることを目的とします。

また、県民の皆さんと県行政のパートナーシップによる、生活者の視点に立った参画と協働による県行政を推進するための基本的な展開方向を示すことにより、県行政を横断する総合的な指針としての役割を担っています。

- 「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」は、本県がめざす参画と協働の展開方向を示すものであり、相互に密接に関連することから、基本的な考え方などを共有しながら一体のものとして策定します。

### (2)期間

「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」は、参画と協働関連施策を展開するための基本となるものです。

総合的・一体的な県行政を推進するため、期間については、県政推進の基本方針である「全県ビジョン推進方策\*(第2期)」とあわせ、平成18(2006)年度～平成22(2010)年度の5年とします。

ただし、年次報告を通じた毎年のフォローアップの状況を踏まえて、必要に応じて、期間途中の見直しを行います。

また、平成22年度には、参画と協働関連施策の効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

\*全県ビジョン推進方策：兵庫県の将来像やその実現方向を示す「全県ビジョン」の実現に向けて、県が取り組む具体的なプログラムを示すとともに、地域ビジョンの実現を支援するもの。

(3) 毎年度の推進と評価

① 展開方針(施策体系)の作成

地域づくり活動支援指針、県行政参画・協働推進計画に基づき、参画と協働に関する具体的な施策を体系的に明らかにする「参画と協働関連施策の展開方針(施策体系)」を毎年策定し、発表します。

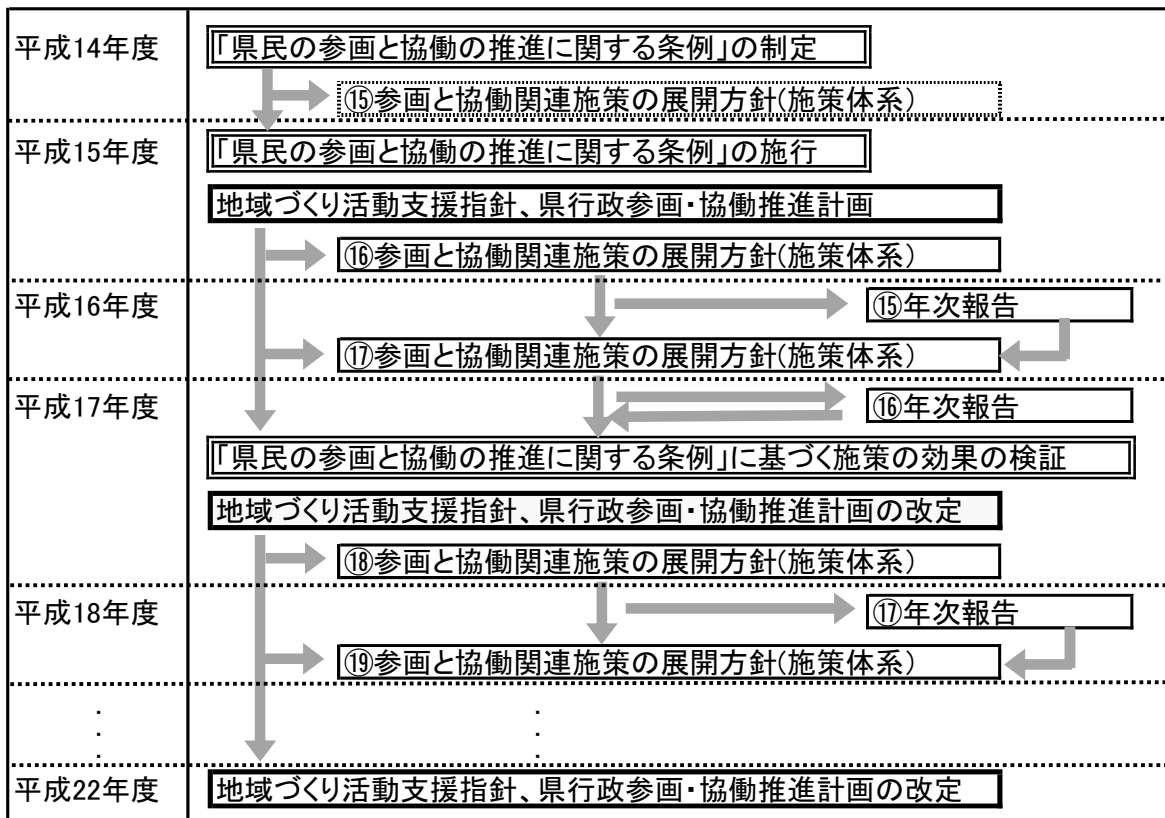
② 年次報告の作成

参画・協働条例に基づき、県民生活審議会での審議を行った上で、毎年、参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする「年次報告」を作成・発表します。

「年次報告」では、参画と協働関連施策の1年間の成果と課題とともに、今後の推進方向も明らかにすることを通じて、時宜を逃さず、施策の補強や実施方法の工夫など迅速なフォローアップに努めていきます。

また、作成にあたっては、県民の意見も聴くとともに、多彩な地域づくり活動の事例なども組み込むなど、県民に分かりやすいものとしします。

【条例制定からの経緯】



(4)構成

1. 目的・役割など

(1) 目的と役割

(2) 期間

- ・2006～2010 年度の5年間
- ・2010 年度に施策の効果の検証結果に基づく必要な措置

(3) 毎年度の推進と評価

- ・参画と協働関連施策の展開方針
- ・年次報告を活用した迅速なフォロー

(4) 構成

2. 参画と協働による地域づくり

(1) 成熟社会の到来

(2) 県民とともに歩む県政

3. 兵庫が描く参画と協働

(1) 参画と協働による兵庫づくり

みんなが主役で 多彩な協働

(2) 各主体の役割と連携

4. 参画と協働の展開方向

地域づくり活動支援指針

県行政参画・協働推進計

(1) 展開にあたっての3つの視点

(2) 地域づくり活動の支援の方向

- ① 新たな活動を生み、育む
  - ・多様な情報を使いやすく提供
  - ・地域に潜在する人材の参画と協働の促進
  - ・実践活動につながる学習機会の充実
- ② 活動を高め、支える
  - ・主体的、継続的な活動につながる支援
  - ・既存施設を活用した活動の場づくりへの支援
  - ・自立的な財政的基盤の充実支援
- ③ 活動をつなぎ、拡げる
  - ・人や活動のネットワーク化
  - ・地域の取り組みを柔軟に支援
  - ・中間支援機能を持つ組織・団体への支援
  - ・各地域の総合的な支援拠点機能の充実

県民主役の展開

過程(プロセス)の共有

相互信頼のネットワーク

(3) 参画と協働による県行政推進の方向

- ① 県民と情報を共有する
  - ・県民が主体的に選択できる情報の迅速な提供
  - ・県行政の評価・検証への県民参画の促進
- ② 県民と知恵を出し合う
  - ・県民の提案を具体化するしくみの検討
  - ・審議会などへの県民の参画機会の拡充
- ③ 県民と力を合わせる
  - ・県民の主体性を生かした多様な協働の展開
  - ・公民協働の取り組みの拡充
  - ・推進員など多様な主体の連携を支援

5. 参画と協働の推進に向けて

(1) 目に見える形での展開  
～地域協働の推進～

(2) 推進体制の整備

## 2. 参画と協働による地域づくり

### (1)成熟社会の到来

成長から成熟の時代へ移行するなかで、人々の価値観は、ものの豊かさからこころの豊かさなど質の充実を求める方向へ、また、経済面では、生活者の立場に立った生産活動へ、人と社会のかかわり方は、権利とともに積極的に役割や責任を分担する方向へと大きく変わっています。

こうしたなか、社会のシステムや構造そのものを画一性と効率性から、多様性と個性、選択と分散の重視へと抜本的に転換することが急がれています。

そして、今後の社会の成熟化に的確に対応していくためには、地方分権の進展や住民と行政の協働の動きに対応して、**生活者・消費者サイドのしくみが重視される分権型の社会システムを構築**していくことが不可欠とされています。



### (2)県民とともに歩む県政

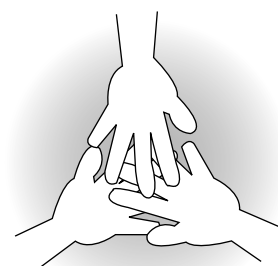
兵庫県では、常に「生活者の視点に立った県政」を基軸とし、自主的な生活意識の確立と生活の合理化をめざす「生活の科学化」や、生きがいなどの人間の内面に配慮する「生活の文化化」を推進するほか、県民が主体的に行動し、自ら社会を創り上げていく「生活創造」を推進するなかで、教育、学習、福祉、保健、環境等の分野においてさまざまな形で県民運動を提唱・推進してきました。

さらに、阪神・淡路大震災においても、被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地域団体、ボランティアグループ・団体、NPO/NGO 等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな力となったことに、県民の主体的な取り組みの大切さを改めて認識しました。

また、新しい世紀における兵庫づくりをめざす「21世紀兵庫長期ビジョン」では県民自らが地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図ろうとする県民主役・地域主導による先導的な取り組みが進められつつあります。

これらの取り組みの上に、平成16年度からは、地域を舞台に地域住民が多様な主体と連携し、子育て、地域防犯、協働の場づくりなどの分かりやすい具体的な課題に取り組む「地域協働」を展開することにより、地域づくり活動がさまざまな形で拡がり、大きな成果を生み出しつつあります。

今後、こうした県民の主体的な取り組みは、互いに重なりあうなかで、多彩に協働しながら活発に展開されるとともに、県民ニーズに的確に対応しながら、それぞれの状況に応じて、参画と協働のための多様な手法やチャンネルづくりの取り組みと一体となって、**成熟社会にふさわしい参画と協働による兵庫づくり**へと継承・発展していくことが期待されています。



## ○県民運動

### (県民運動の提唱)

兵庫県では、「公」と「私」の中間領域における県民の主体的な活動として、昭和62年に教育、学習、福祉、保健、環境等の分野において県民運動を提唱しました。これに呼応して、自治会、婦人会、子ども会等を構成団体とするところ豊かな兵庫づくり推進協議会（現：こころ豊かな美しい兵庫推進会議）が結成され、県も県民運動団体とのパートナーシップのもとに、県民運動を支える基盤的な施策を展開してきました。

### (県民主導の取り組み)

この運動は提唱から約15年を経て、県民の自発的で自律的な県民主導の取り組みとして発展してきました。これにより、県内各地での多様な団体による多彩な活動が展開されるなかで、県民一人ひとりが、地域社会の構成員として、自覚と責任を持って行動する意識が醸成されつつあります。

そのような中で、県民自らが地域の身近な課題を発見し、その解決に向けて創意工夫を凝らした活動が展開されています。また、地域団体とNPO/NGOや企業等との協働による新たな取り組みも拡がりつつあります。こういった活動を通じた新たなつながりは、団体の行動力を高めるとともに、地域の元気につながっています。

今後、ますます社会が成熟し、価値観の多様化が進む中、地域団体、ボランティア・グループ・団体など多様な主体が、重層的なネットワークを築きながら、地域課題に取り組む、成熟社会にふさわしい柔軟な展開が求められます。そこから相乗効果や、互いに変革する効果などが生まれ、さらに発展的に展開されることが期待されています。

## ○ボランティア、NPO/NGOの活動

### (新しい公の胎動)

先の阪神・淡路大震災では、被災者支援のため、震災直後の1年間で約138万人の人々が多彩なボランティア活動に取り組み、草の根の活動を通じて協力復興を支え、新しい公を創出していく契機となりました。

兵庫県では、ボランティア<sup>\*</sup>、NPO/NGOの活動が広く県民に理解され、活動の輪が広がる機会を提供するとともに、これらの活動が社会に根付き、広がるよう、その基盤となる活動環境の整備を支援してきました。

### (活動の拡がり)

現在、多様な地域課題に柔軟に対応する形で、県内各地において福祉分野中心から、青少年、国際交流、芸術文化、まちづくり等の活動分野の拡がりをみせながら、さまざまなボランティア、NPO/NGOの活動が展開されています。

平成16年の台風第23号による水害では、多くのボランティアが被災地に駆けつけ、家具や畳の搬出、泥かき、清掃等の救援活動にあたりました。ひょうごボランタリープラザ<sup>\*</sup>は、全県的な活動支援センターとして、行政（県・市町）、県・市町社会福祉協議会、NPO/NGO、関係団体等と連携しながら、それぞれの特性を生かした活動支援に努めました。

ボランティア、NPO/NGOの活動は、活動する主体の自発性や自律性、活動の個別性、テーマ性を尊重する活動であり、今後、さまざまな領域でのこれらの活動の確実な拡がりが予想されます。また、こうした柔軟な活動の展開とあわせて、NPO/NGO等と地域団体などとの連携や、新たな課題に即したさらなる飛躍が期待されます。

<sup>\*</sup>ボランティア：ここでは、自らの意思に基づいて、社会の一員として他の人々や社会の福利を向上させるために行動する人をいう。

<sup>\*</sup>ひょうごボランタリープラザ：県民のボランタリー活動を支援・促進する全県的支援ネットワーク拠点として、平成14年6月に開設。地域支援拠点・中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、①交流・ネットワーク ②情報の提供・相談 ③活動資金支援 ④人材養成 ⑤調査研究等の支援事業を行っている。施設の設置は兵庫県で、兵庫県社会福祉協議会が運営している。

## ○地域ビジョンの取り組み

### (地域ビジョンの策定)

21世紀にふさわしい兵庫づくりの基本方向として、平成11年度～12年度の2カ年にわたり、県民局ごとに県民自らが主体的に地域の「夢」や将来像や行動目標について議論を重ねる「地域夢会議」を多様な方法で開催し、「地域ビジョン」をとりまとめました。

### (ビジョン実現に向けた実践)

平成13年度には、地域ビジョンの実現に向けて、各地域100名程度の「地域ビジョン委員」(公募、知事委嘱)や同委員で構成する委員会、さらには県民誰もが参加できる「地域夢会議」の場で、県民が自ら取り組む行動指針の作成及び行政のプログラムへの意見提言を行い「地域ビジョン推進プログラム」を策定しました。

平成14年度以降、地域ビジョン委員会や地域夢会議を中心に、県民行動プログラムの幅広い県民への普及と参画の輪の拡大策を検討し、地域ビジョンの実現に向け、実践的な取り組みが進められつつあります。

地域ビジョン委員は、現在、第3期目(平成17年4月～平成19年3月)を迎えています。地域ビジョン委員は、地域ビジョンの実現をめざし、県民行動プログラムに基づく実践活動に主体的に取り組んでいます。また、地域ビジョン委員のOB・OGによる活動が各地域で始まっています。今後、これら取り組みの輪がさらに広がっていくことが期待されています。

### (第2期地域ビジョン推進プログラムの展開)

平成18年4月から第2期の地域ビジョン推進プログラムがスタートします。ビジョンの実現に向けた取り組みが、さらに広がるように多様な主体の参画と協働の取り組みのシンボルとなるプロジェクトもプログラムに位置づけ、展開することとしています。

## ○地域協働事業の展開

兵庫県では、県民運動やボランティア活動、21世紀兵庫長期ビジョンの策定と推進など、参画と協働の取り組みを支援してきました。これらの成果の上に、平成16年度からは、地域社会の「元気と安心」を確かなものにするため、地域ぐるみの子育て、防犯活動、活動拠点の確保といった全県共通の地域課題について、多様な県民ニーズに的確かつ柔軟に対応した支援を行うため、モデル的な取り組みも含め、「地域協働事業」を展開しています。

### (子育て応援ネット(地域子育てネットワーク事業))

地域の団体や住民がネットワークを組み、子育て家庭への声かけ・見守りや子育て相談など、子育て家庭応援運動を展開する「子育て応援ネット」(地域子育てネットワーク事業)は、平成18年1月末現在、41市町の649校区等でネットワークが立ち上がり、地域の実情に応じた特色ある取り組みを行っています。

### (地域ぐるみ安全対策事業)

地域住民を中心とする自主的な防犯活動の活性化を図り、地域における犯罪発生の防止をめざす「地域ぐるみ安全対策事業」では、平成18年1月末現在、46市町で1,261のまちづくり防犯グループが結成され、県からの柔軟な支援を活用しながら、地域住民による自主的な防犯活動が行われています。

### (県民交流広場事業)

県民の主体的な企画提案のもと、身近な活動の場の整備や、広場を活用した地域づくり活動のきっかけづくり等を支援する「県民交流広場事業」では、平成16年度から平成17年度にわたって計36地区(25市町)でモデル事業を実施しました。平成18年度からは、これら取り組みの検証を踏まえ、地域の実情に柔軟に対応しながら、本格展開を図り、参画と協働による兵庫らしいコミュニティづくりを支援することとしています。

(参考)

## 地域ビジョンに基づく主な活動例

各地域では県民行動プログラムを中心にさまざまな活動が展開されています。

### 但馬 《コウノトリ翔る郷をめざして》

- ・但馬巨木保存会
- ・但馬民俗芸能応援隊
- ・山陰海岸国立公園を世界の公園にする会

### 丹波 《「森の市民」をめざして》

- ・たんば田舎暮らし希望者の支援と交流の拡大
- ・集落・地域の自慢発掘と情報発信
- ・在住外国人の支援と交流拡大

### 西播磨 《一人ひとりの自己実現を大切に地域でともに生きる》

- ・出る杭大会の開催・出る杭大賞の選定
- ・子育て支援情報誌「わっ！と西播磨」の発行
- ・西播磨の元気盛り上げ隊

### 阪神北 《「新しい公」の時代をめざして》

- ・活力と潤いの生活空間再発見事業～人が出会えば地域が動く～の開催
- ・多世代交流で元気で温かいまちづくりの推進
- ・ゴミ・水問題・緑化推進の取組
- ・地域交流、地域活性化の推進

### 中播磨 《一人ひとりの自己実現を大切に地域でともに生きる》

- ・中播磨の高齢者健康づくり
- ・歴史街道「銀の馬車道」でつなぐ人と文化
- ・交流で育む産業づくり

### 阪神南 《「新しい公」の時代をめざして》

- ・阪神南ツーリズム連絡会
- ・芸術文化ネットワークづくり
- ・花と緑の街づくり

### 北播磨 《ひょうごのハートランド》

- ・心肺蘇生法を普及させ「命の教育」を推進していこう
- ・歩いて見ようよ 北はりま
- ・地域子どもの日をつくろう

### 神戸 《楽しいまち・神戸》

- ・「農」と結びあえるまちー「農都・神戸」を築きましょう
- ・自然との共生のシンボル・私たちの六甲山を活かしましょう
- ・グローバルな魅力を育て、発信しましょう

### 東播磨 《ひょうごのハートランド》

- ・ハートランドぐり石ネットづくり～地域づくり活動支援事業
- ・バリアフリー先進地域づくり
- ・水辺に学ぶプロジェクト～水辺を守り、活かす

### 淡路 《環境立島「公園島淡路」》

- ・花づくり・まちづくりの交流
- ・あわじ菜の花エコプロジェクト
- ・地域でつくる自然ふれあい「手づくり」公園

## ○県行政への参画と協働を進める取り組み

### (県民との情報の共有)

多様な媒体を活用して県民本位の情報を提供する中で、説明責任の向上に努めてきました。また、平成 12 年 3 月には情報公開条例を制定し、その適切な運用を図ってきました(平成 16 年度公文書公開請求件数：94,679 件)。

県民との情報の共有は、参画と協働の最も基本となるものであり、今後とも、多様な手法を活用し積極的に取り組んでいきます。

### (県民との対話)

県民と知事や県民局幹部などが、地域づくりについて直接意見交換を行う、さわやかフォーラム<sup>※</sup>・トーク<sup>※</sup>、さわやか県民局には、毎年、多くの県民にご参加いただいています。また、電子メールで意見・提案を受け付け、回答を行うさわやか提案箱<sup>※</sup>も多くの意見が寄せられています。また、平成 17 年度から県民モニター<sup>※</sup>を導入し、県民からの意見聴取に努めています。

これらは、県民の生の声や県政運営のヒントとなる情報を得る貴重な機会となっています。また、参加した県民にとっては、県との距離感を縮め、地域づくりへのかかわりや今後の活動への取り組み意欲の高まりにつながるなどの評価を得ており、今後とも「顔の見える県政」を推進するためにも、積極的な展開を図っていきます。

<sup>※</sup>さわやかフォーラム：さわやかな県政を推進するため、県民と知事が気軽に語り合える場を設け、地域づくりについて幅広い意見交換を行っている。

<sup>※</sup>さわやかトーク：さわやかフォーラムに合わせて、知事が地域の実践活動グループを訪問し、現地で自由に意見交換を行っている。

<sup>※</sup>さわやか提案箱：県のホームページに知事あてのメールボックスを設け、電子メールによる意見・提案の受け付け、回答を行っている。

<sup>※</sup>県民モニター：県行政の施策や課題などについてインターネット上のアンケート調査に回答するモニター制度に登録している人(公募)のこと。

### (県民意見に基づく政策の検討)

計画等の立案段階で、その案を公表し県民から提出された意見を考慮して、最終決定する県民意見提出手続の庁内ルールを、平成 14 年に制定しました。平成 14～17 年度(H18.2)合計で 165 案件に対して、約 5,700 人(⑩は結果発表が終了した 11 件)から合わせて、約 14,200 件の意見提出がありました。

また、政策を審議する審議会などの委員を公募するために庁内統一ルールを、平成 15 年に制定しました。現在(H18.1)、40 機関で公募による委員が活躍されています。今後、委員の改選時に、公募を行っていきます。

これらの制度について、まず県民に知っていただき、積極的な意見・提言をいただく、あるいは委員に応募いただけるよう、さらなる広報や地域の実情に応じた柔軟な運営などにより、身近で実効性の高いものとなるよう工夫することとしています。

### (県民との協働)

平成 13 年度から始まった、県民等とのパートナーシップによる維持管理（ひょうごアドプト<sup>※</sup>）の取り組みも 5 年を迎え、取り組みが着実に広がっています（平成 17 年度参加団体数：73、活動人数 7,053）。また、地域住民が清掃等を行った場所で地域住民の自主的な活動のイベントが開催され、地域交流・憩いの場として活用されるなど、さまざまな効果がみられます。また、平成 17 年度からは指定管理者<sup>※</sup>の公募も始まり、平成 18 年度には、93 施設と県営住宅において、民間事業者や NPO も含めた指定管理者の創意工夫に基づく管理・運営が展開される予定です。

今後とも、これらの取り組みのさらなる展開や県民との共催事業の実施を進めていきます。

※ひょうごアドプト：兵庫県管理の道路、河川、海岸などの公共物の一定区間と美化清掃などを行うボランティア団体（住民や企業）とが、団体、県、市町の三者による合意書の締結により「養子縁組（アドプト）」し、快適な生活環境の創出に取り組んでいます。参加団体は担当地区の清掃美化、草刈り、植栽などを行い、県は地域の状況に応じて、参加団体などを表示する看板の設置や、ボランティア保険への加入、軍手・ゴミ袋の支給などの支援をしています。

※指定管理者（制度）：平成 15 年度の地方自治法の一部改正により導入された制度で、地方自治体が指定する「指定管理者」に公の施設の管理を代行させるものであり、企業や NPO などの民間事業者も指定管理者になることができるものとされている。指定管理者制度の導入によって、民間企業や NPO などが、施設の運営に参加することにより、効果的、効率的な管理運営や住民サービスの向上などの効果が期待されている。

### (県民参画による評価)

これまで、主な施策や大規模な公共事業について、政策評価に取り組んできました。また、美しい兵庫指標<sup>※</sup>を構築し、県民の参画を得ながら、めざすべき社会像の達成状況の評価や、県民による MY 指標<sup>※</sup>づくりの普及に取り組んできました。

今後とも、これらの制度を適切に運用しながら、県民の視点に立った評価に取り組んでいきます。

※美しい兵庫指標：「21 世紀兵庫長期ビジョン」が描く社会像の達成状況を評価するために設けた「社会像評価」、県が自ら提供するサービスについて県民の立場に立ち、その成果等を測定・分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うとともに、その結果を政策の企画立案に的確に反映していく「政策評価」、それら共通のデータベースとなる「指標の森」から構成されています。

※MY 指標：「社会像評価」や「指標の森」の指標のうち、重要と思う指標や好きな指標を「私の指標」として県民各自が選び、それぞれが取り組む活動の目標や目安として活用する指標のこと。

### 3. 兵庫が描く参画と協働

#### (1) 参画と協働による兵庫づくり

##### 県民主役の地域づくり活動の展開

成熟社会にふさわしく生活の質を高めていくためには、一人ひとりが自らの個性や創造力を発揮しながら、自己実現を図るとともに、主体的に地域について考え、ともに「新しい公」を担う創造的市民として、だれもが生きがいをもって暮らせる地域社会を実現することが重要です。

そのためには、県民一人ひとりが、地域社会を担う一員としての自覚と責任を持ち、積極的に地域につながって「個を開く」ことが求められています。また、県民一人ひとりが、個性や創造性を発揮して、人、モノ、情報などの地域資源を適切に結び、「再ネットワーク化」を図ることにより、新たな地域づくり活動への展開が拡がりつつあります。

もとより、県民運動、ボランティアグループ・団体、NPO/NGOの活動、地域ビジョンの取り組みは、当初の目的、対象、手法などは異なるものの、いずれの活動も自らの地域を住みやすくするために、県民の主体的な活動により多様な形で展開されるものです。

特に昨今は、県民が主体的に地域課題に取り組もうとする意欲の向上や、活動分野が福祉から教育、環境、まちづくり等へと拡がりを見せ、地域課題の解決に向けてさまざまな個人や団体の連携がみられます。

今後、これら県民主役の活動の一体的な展開による効果的な取り組みが一層進むよう、県としての的確な支援を積極的に進めていく必要があります。

これらの取り組みが多様に展開されるとともに、相互にさまざまな連携が図られながら、より多彩な「兵庫の地域づくり活動」へと昇華していくことが期待されています。



##### 県民主役の行政手法への転換

一方、複雑、多様化する地域課題に対して、行政のみでは対応しきれなくなっており、県民の「公」に対する意識の変化、地域への貢献意欲の向上が顕著ななかで、これまでの行政手法からの転換が不可欠となっています。

県民が県行政に参画し、県民と県行政が協働することによってはじめて、県民ニーズに的確に対応し、生活者の視点に立った行政運営が展開できます。

そのためには、県職員の意識の醸成を図るなかで、県民と県行政が、地域課題や県政情報を共有し、施策・事業を一緒に考え、その実施においてともに取り組み、さらに、その成果をともに確かめる、県民とのパートナーシップに基づく新しい行政手法とそのしくみを一層確かなものにしていくことが不可欠です。

## 参画と協働による兵庫づくり

「美しい兵庫」の実現をめざし、県民一人ひとりが主役となって自律的な取り組みを展開することを基本に、地域にかかわるさまざまな主体が、対等の立場で協力しながら、自分たちの地域を愛し、自分たちの地域を住みやすくするため、知恵やアイデアを出し合って、みんなのことはみんな考え、力を合わせて「参画と協働による兵庫づくり」に取り組んでいかなければなりません。

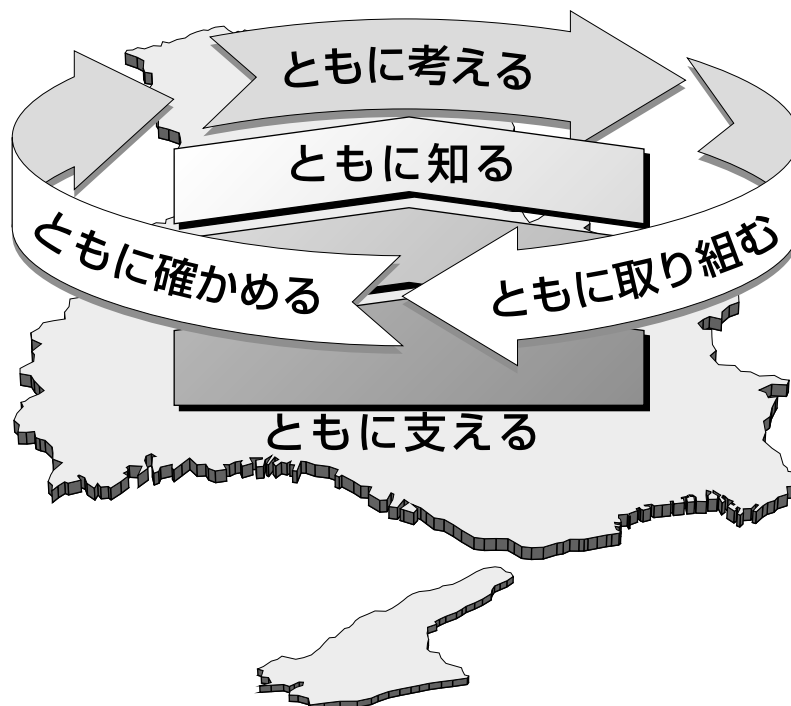
そのためには、参画と協働の5つの要素<sup>\*</sup>を組み合わせながら、地域づくりのあり方や方法について、県民が自ら発案し、多様な主体が相互の違いを認め合い、理解し尊重し合いながら、共鳴し合う中で、ともに手を携え、力を合わせていくことが大切です。

兵庫が描く参画と協働

**「みんなが主役で 多彩な協働」**

### <sup>\*</sup>参画と協働の5つの要素

- 「ともに知る」 : みんなで、地域の状況や課題などについて、知らせ合い、分かり合う
- 「ともに考える」 : みんなで、知恵を出し合い、話し合い、ともに取り組む方向を考える
- 「ともに取り組む」 : みんなで課題解決に向けて、お互いの持っている力を生かして、協力しながら、実行していく
- 「ともに確かめる」 : これまでの取り組みについて、できたこと、できなかったこと、その原因などを明らかにし、今後どうするかについて、みんなで考える
- 「ともに支える」 : お互いの信頼関係に基づき、みんなで参画と協働のしくみや体制をつくる

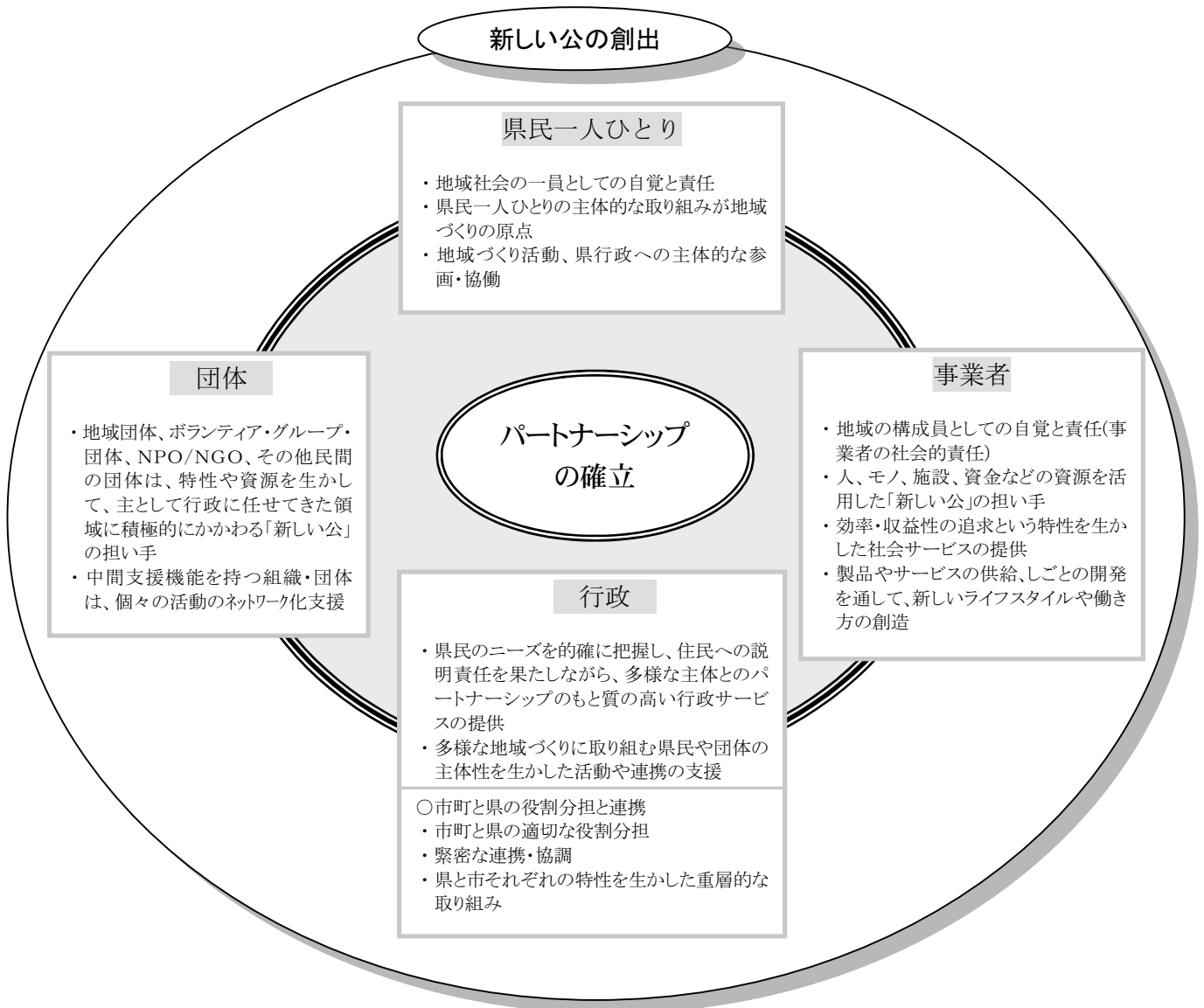


## (2)各主体の役割と連携

成熟時代にふさわしい、参画と協働による兵庫づくりを進めていくためには、**県民一人ひとり、地域団体、ボランティア・グループ・団体、NPO/NGO、中間支援機能を持つ組織・団体などの団体、事業者、行政**など地域社会を構成する多様な主体が、それぞれの役割を分担しながら、相互のパートナーシップを確立していかなければなりません。

### (各主体の役割と連携)

各主体は、次のような役割を果たすとともに、**自己決定・自己責任の原則**に基づき、それぞれが違いを認め合いながら連携、協働を図り、「**新しい公**」の創出をめざすことが必要です。



### 【地域づくり活動での市町と県の関係は・・・】

参画と協働は成熟時代における自治体運営にとっても重要な課題であるため、市町と県はもちろん、県民とその必要性について共通認識を持っておくことが重要です。このため、県民への意識啓発や、県民の視点に立った分かりやすい施策の立案・広報・実施について、これまで以上に、市町との連携を深めながら取り組んでいくこととします。

市町と県は、対等・協力の関係が基本です。県は、市町優先の原則\*に基づき、市町施策を尊重しつつ、市町との適切な役割分担のもと緊密な連携・協調を図りながら県民の参画と協働を推進することが必要です。

このため、市町と県が対等・協力のパートナーとして、県民ニーズを踏まえて、施策立案段階から、情報を共有し、意見交換を行い、協働していくことが重要であり、そのための場、仕組みづくりに取り組みます。

〈市町〉

- ・地域づくり活動に取り組む団体等への身近な活動に対する支援など、暮らしに密着した課題に対応します。

〈県〉

- ・県は、防災や防犯など県民生活の安全確保をはじめ、広域性が高く全県で共通に取り組むべき地域課題や、先導性、専門性が高く市町単独では対応できない行政需要への対応を基本に、県民の主体的な地域づくり活動の拡がりをめざして、ネットワークづくりに対応します。
- ・その際、市町の主体性を尊重し、先行して取り組んでいる市町と調整するとともに、例えば都市と農山漁村地域などで実施方法に幅を持たすなど、地域特性に応じた柔軟な手法を導入することとします。

また、県民の視点に立って、施策の効果が相乗的に高まる場合には、市町と県がそれぞれの特性を生かして、重層的な取り組みを実施します。

\*市町優先の原則：地域の課題は、住民の責任ある選択により、総合的、主体的に解決することが重要であることから、課題の解決は、住民の意思の反映などを最も行いやすい市町が優先的にを行い、県は市町ではできないことを行うという考え方。

### 【中間支援機能を持つ組織・団体への期待】

県民や地域団体、NPO/NGOなどによる多様な地域づくり活動が、一層、効果的に展開していくために、事業の企画・実施、ネットワーク化、組織基盤強化への支援など、個々の活動主体を支援する役割として「中間支援機能」を持つ組織・団体の重要性は、益々大きくなると考えられています。

ここでは、中間支援機能を持つ組織・団体には、ネットワーク形成や調整（コーディネート）活動に重点を置いたNPO/NGOをはじめ、自治会、婦人会などの地域団体や職能団体など各種団体の全県・広域組織など多様なものがあるととらえています。

今後、中間支援機能を持つ組織・団体には、活動主体のニーズを的確に把握し、地域に密着した活動支援や機能・分野に特化した専門的な支援の実施など、これまで以上に多様な展開が期待されています。



## 4. 参画と協働の展開方向

### (1) 展開にあたっての3つの視点

すべての県民が主体性を持って、「参画と協働による美しい兵庫」づくりに取り組めるよう、「わかりやすさ」を基本に、次の3つの視点に基づき、地域づくり活動を支援するとともに、生活者の視点に立った県行政を推進します。

#### ○県民主役の展開

県民一人ひとりが地域社会の主演として、自発的、主体的に地域のことを考え、自己決定と自己責任のもとでの自律的な取り組みが継続的に展開されるよう、多様な参画と協働の取り組みを支援するしくみづくりや環境整備に取り組めます。

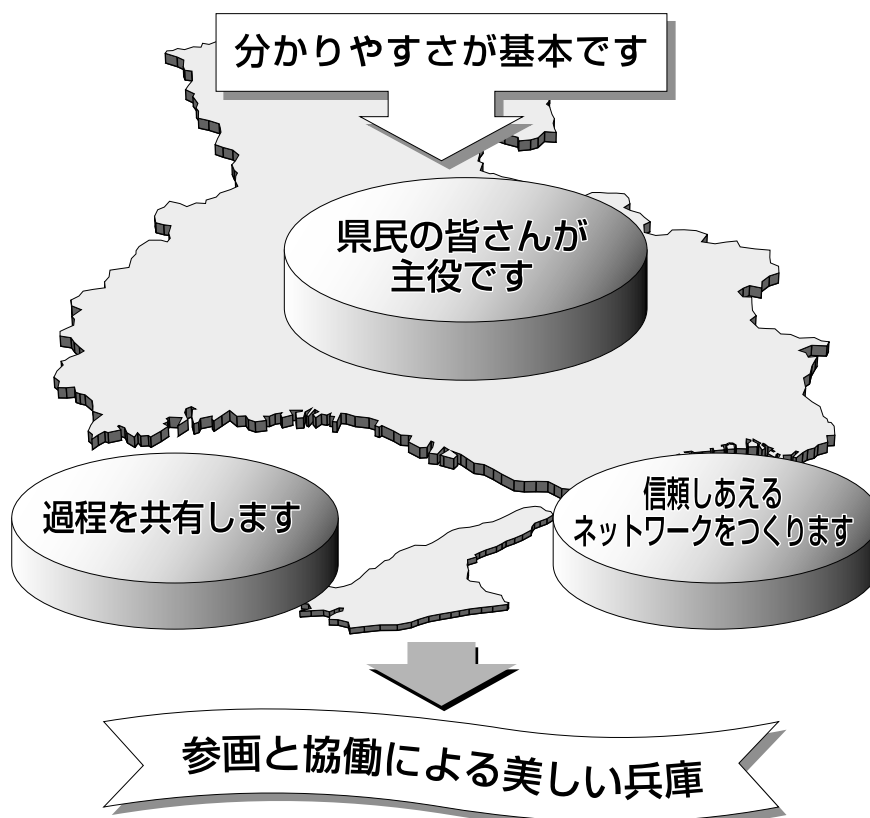
#### ○過程(プロセス)の共有

県民一人ひとり、各種団体、事業者、行政等との間で議論を尽くし、それぞれが合意・共鳴し、実践段階において試行錯誤を繰り返しながら、より良いものにしていくという双方向性のある、過程(プロセス)を重視した取り組みを進めます。

#### ○相互信頼のネットワーク

多様な主体が、過程(プロセス)を共有しながら、お互いの特色や違いを認め合い、支え合い、助け合い、触発し合うなかで、対等で確かな信頼関係に基づくパートナーシップを確立し、柔軟で多様なネットワークを形成します。

「地域づくり活動の支援、生活者の視点に立った県行政の推進」の  
基本的な視点



## (2) 地域づくり活動の支援の方向(地域づくり活動支援指針)

県民の主体的で自発的な意思に基づく地域づくり活動を支援するため、次の考え方に立ち、支援施策を展開します。



### ①新たな活動を生み、育む

- 県民一人ひとりの取り組みを基本に、多様な地域づくり活動を支えるため、地域づくり活動へのきっかけづくりや、活動に必要な能力を高めることができる機会の充実などを通じて、県民一人ひとりはもちろん、地域団体、ボランティア・グループ・団体、NPO/NGOなどが、主体的に地域づくり活動に取り組むことを支援します。



### [ 重点取り組み項目 ]

#### □多様な情報を使いやすく提供します

- ・ 地域づくり活動に役立つ県の各種支援施策はもちろん、県内外の先進的な取り組み例、地域の歴史、人材、施設などさまざまな地域資源に関する情報を多様な媒体を活用して提供します。
- ・ ひょうごボランタリープラザで運用している、活動団体間の出会いや情報共有の場となる「地域づくり活動情報システム(コラボネット)※」について、広く活用されるよう積極的なPRに努めます。その中で、登録団体の情報発信機能を充実するとともに、地域づくり活動に関する支援情報や活動ノウハウなどをパッケージ化して提供、検索できる「ひょうごボランタリー活動支援ナビ」について、利用者の意見・情報を得ながら内容を拡充します。
- ・ 地域づくり活動に取り組みやすくするため、参画と協働の考え方やノウハウなどをまとめた実践活動向けの手引などを作成し、地域づくり活動の一層の普及・啓発を進めます。
- ・ 地域づくり活動サポーター※が中心となって、地域づくり活動の特性や状態、内容等に応じた相談に対応するとともに、広く県民からの提案を受け付ける体制を充実します。
- ・ 交流・協働事業や活動団体への支援、寄附のための指標として活用することができるとともに、活動団体が自己評価にも使える客観性のある評価のしくみを検討します。

※地域づくり活動情報システム(コラボネット)：県民の自主的・自発的な地域づくり活動の活性化を応援するため、地域づくり活動の概要(活動内容、活動分野、活動地域、グループ・団体の概要など)を登録してもらい、インターネットなどを通じて広く情報発信するシステムのこと。平成17年度に、活動支援情報の提供機能と、支援ニーズのマッチングを図る機能の追加をした。ひょうごボランタリープラザで運用している。

※地域づくり活動サポーター：県民のさまざまな地域づくり活動を効果的に支援するため、県民の身近なアドバイザーとして、また、グループ・団体・NPO/NGOなど多様な主体のつなぎ役として、さらに、県民局域で活動する各種推進員の連携の推進役としての役割を担う。

#### □地域に潜在する多様な人材の参画・協働を進めます

- ・ 学生などの若い世代や勤労者、高齢者、子育て中の親、外国人など多様な人々が、それぞれの特性を生かして、地域づくり活動に参画・協働できるよう、身近な活動の場や情報を得る窓口の設置、現場体験の機会の確保などに取り組みます。
- ・ 特に、2007年ごろから退職期を迎える団塊の世代<sup>※</sup>が、これまでの社会経験や技能を生かして、地域づくり活動に取り組めるよう、総合的な支援に取り組みます。
- ・ 地域住民と学校が一体となって取り組む地域教育や体験学習などの推進を通じ、若い世代の地域づくり活動の実践力の向上を支援します。
- ・ これらを総合的に展開することにより、活動にかかわったことのない、地域に潜在する人材が、地域団体、ボランティアグループ・団体、NPO/NGOなどの担い手として、多彩な地域づくり活動への参画・協働を促します。
- ・ 企業・事業者、団体、大学等が、それぞれの特性や専門性を生かして地域づくり活動に取り組めるよう、「ひょうごボランティア活動支援ナビ」などを活用した情報集約の場(プラットフォーム)や、多様な主体との交流・連携の機会づくりなどに取り組みます。

<sup>※</sup>2007年ごろから退職期を迎える団塊の世代：日本の経済成長を支えてきた団塊世代（日本の人口構成の中で大きな層となる、昭和22年生まれから24年生まれの世代）が、2007(平成19)年から定年退職を迎えることから、労働人口の変化やノウハウの伝承、税収、退職金支払いなど日本社会に様々な形で大きな影響を与えるとされている（2007年問題）。各地方自治体においても、この世代をいかに地域に呼び込むことができるかが地域の活性化に向けた大きな鍵になると考えられている。

#### □実践活動につながる学習機会を充実します

- ・ 県民が学びたいことを主体的に選択できる学習機会を提供するとともに、地域づくり活動に必要な知識を基礎から専門へと系統的に学べるよう、学習資源のネットワーク化を進めます。
- ・ 地域の活動団体、NPO/NGO、社会福祉協議会などと連携を図り、実践活動に取り組みながら知識・技能を学び、多様な場面で応用できる力を養成する学習メニューや、多彩な事例を参考に、活動ノウハウを学ぶメニューなど、目的に応じた学習機会を提供します。
- ・ あわせて、受講者各自の実践活動計画の立案や、地域づくり活動団体との出会いを支援するなど、学んだことを生かして活動に取り組むためのしくみを検討します。

## ②活動を高め、支える

○地域づくり活動の積極的な展開や活動の質的向上を支えるとともに、活動が継続できるよう、活動主体の自律性や地域特性に十分配慮しながら、「ボランティア活動元気アッププログラム」に基づき、わかりやすい情報提供はもとより、担い手づくり、使いやすい活動の場の提供、活動に必要な資金の確保など総合的な活動支援に取り組みます。



### [ 重点取り組み項目 ]

#### □主体的、継続的な活動につながるような支援を行います

- ・ 県民の主体的な活動が、継続的に展開されるよう、地域に基盤を持ち地域づくりの総合的、包括的な担い手である地域団体や、特定テーマについて活動を行う NPO などによる多様な活動を支援するため、地域リーダーなどの担い手やコーディネーターの育成、創意工夫を生かした活動への助成などの支援に取り組みます。
- ・ 地域づくり活動の多様な展開や、新たな活動課題に対応するため、活動の企画・調整や資金調達、活動団体の運営に必要な組織運営(マネジメント)など、活動を自力で継続していくことを可能にする専門的知識やノウハウを習得する機会や場の提供、リーダーの育成を支援します。
- ・ 地域づくり活動応援(パワーアップ)事業などで培ったノウハウを生かして、県民主導で企画・実施・評価するしくみや、地域の実情に応じて柔軟に支援するしくみなどを事業に積極的に導入し、県民の主体性が十分に発揮できるよう施策の展開を図ります。

#### □既存施設を活用した身近な活動の場づくりを支援します

- ・ 県民一人ひとりが、地域を舞台に芸術・文化、子育て、消費生活、環境・緑化、防犯・まちづくりなどさまざまな地域づくり活動に継続的に取り組むことができるよう、身近な活動拠点づくりを支援します。
- ・ 身近な地域で、実践活動・交流、生涯学習、情報収集・発信等に取り組むための場の整備と活動を応援するため、地域の主体性を生かす弾力的な取り扱いのもと、市町との適切な協働関係の構築、人材確保、地域間の連携支援等に留意しながら、兵庫らしい過程(プロセス)重視のコミュニティづくりを支援する「県民交流広場事業」に取り組みます。
- ・ 既存の活動拠点を地域住民と協働で維持管理するしくみづくりなど、施設を有効活用するための取り組みを進めます。
- ・ 商店街の空き店舗、地元企業の空き施設や厚生施設、研修施設、労働組合や職能団体の関連施設等の地域への開放を促進することを通じて、企業が地域づくり活動に参画する機会の創出に取り組みます。

#### □自立的な財政基盤の充実を支援します

- ・ 地域づくり活動の展開に必要な資金を自前で調達できるなど、地域づくり活動に取り組む団体の活動が自立し、継続することができるような支援に取り組みます。
- ・ 中・長期的な視点からひょうごボランティア基金<sup>\*</sup>を活用し、地域づくり活動の拡がりに応じた適切な支援を行います。
- ・ 県民からの企画提案を受け、審査、ヒアリングを行うなど、主体性が高まる方法の工夫や、財政的支援のメニュー化、支援終了後の活動をともに検討するなど、活動の状況に応じた多様なニーズに対応できるよう、柔軟な支援方法を導入します。
- ・ 優遇税制等の導入に向けた国への働きかけをはじめ、企業や財団等が、賛同する地域づくり活動団体等に活動資金の寄附や助成をしやすいしくみづくりに取り組みます。
- ・ 補助金や貸付金メニューの一覧や、基準、申請手続きなどを県民の立場に立ってわかりやすく示すことを基本に、IT(情報技術)の活用などにより1カ所(1回)で各種の行政サービスを受けられるよう利便性を向上します。また、補助金等の申請にあたっての相談体制の整備や、審査にあたってのヒアリングの実施など、申請者の立場に立ったしくみを拡充します。

<sup>\*</sup>ひょうごボランティア基金：ボランティアグループ・団体、NPO等が行う幅広い分野の県民ボランティア活動の促進や、児童福祉施設入所児童及び交通遺児の激励など、地域福祉の向上を図ることを目的として、(社福)兵庫県社会福祉協議会において、平成14年4月に設置されている、約100億円を原資とした、全国的にも最大規模の基金のこと。ひょうごボランティアプラザでは、グループ・団体等による草の根の活動からNPOによる中間支援活動まで多様な活動を支援するため、この基金を有効に活用し、きめ細かな助成メニューを展開している。

### ③活動をつなぎ、<sup>ひろ</sup>拡げる

○地域づくり活動の活動分野の拡がりや活動内容の深まりを受け、多様な主体間の新たな出会いやつながりを生み出す新たなしくみや、総合的な支援機能拠点の充実などにより、さまざまな主体をつなぐ重層的なネットワークづくりに取り組み、地域づくり活動のさらなる拡がりを支援します。



#### [ 重点取り組み項目 ]

##### □人や活動をつなぎます

- ・ 各県民局に配置する地域づくり活動サポーター、各種推進員などが中心となって取り組む、地域づくり活動の担い手、地域団体のリーダー、コーディネーターなどの情報共有の場となるサポーターズネットの活動を通じて、地域団体や NPO、ボランティアグループなど多様な主体の地域での横断的な取り組みにつなげます。
- ・ ボランティア活動の全県的な支援拠点であるひょうごボランティアプラザが中核となって、分野別・地域別に活動の支援機能を持つ公的な各種支援機関をネットワークした「活動支援ネット」の運営を通じて、支援施策の一体的・効果的な展開を図ります。
- ・ 企業等と地域づくり活動に取り組む地域団体や NPO/NGO が出会う場を設定し、企業等が持つ地域づくり活動に活用できる資源（資機材・物品、活動場所等）を仲介(マッチング)する「ボランティア活動資源マッチングシステム(仮称)」を構築し、効果的に運営します。
- ・ 県民はもちろん企業や活動団体等が、地域づくり活動への意欲を高めるきっかけづくりとなるよう、企業等から資金を募り、優れた地域づくり活動を顕彰する「アワード」のようなしくみをはじめ、多様な資金を募るしくみを活用・導入します。
- ・ 県民が主体的な活動を展開するしくみとして設けた、こころ豊かな人づくり 500 人委員会、高齢者大学 OB 会、地域ビジョン委員等で活動した人々(OB・OG)などが、これまでの経験やネットワークを生かして活動を継続できるよう、委員同士の連携とともに、地域社会やさまざまな地域活動のリーダー等とのつながりを支援します。
- ・ 地域づくり活動に関する情報の発信、交流の機会の充実等を通じて、兵庫県や地域に縁や関心がある多様な人・団体のネットワークづくりを支援します。

#### □地域の取り組みを柔軟に支援します

- ・ 地域ぐるみの防犯・防災、子育て支援、見守り活動、循環型社会づくりなど、地域課題に応じた多彩な取り組みを支援するため、地域団体相互、地域団体とテーマ型団体、NPO/NGO、企業など多様な主体間や地域間の交流・連携の機会を充実するとともに、多様なニーズに対応して利用者が選択できる支援項目のメニュー化など、柔軟で使いやすい支援方策の導入に努めます。
- ・ 地域通貨\*やコミュニティ・ビジネス\*など各地域の創意工夫をこらした新たなしくみづくりなどの取り組みについて、情報提供や交流の場づくりなどを通じて、さらなる展開を支援します。
- ・ 地域づくり活動の展開にあたって、県民同士が議論を重ね、合意に至る過程を支援するため、必要な情報提供、専門家の派遣や、自治意識の高まりに基づく新たなしくみの検討など県民の主体的な取り組みを支援します。
- ・ 県民の視点に立って、地域づくり活動を効果的に支援するため、市町と施策立案段階から調整を図り、適切な役割分担と連携のもと、地域特性を踏まえて柔軟な施策実施に努めます。

\*地域通貨：国家通貨と異なり、一定の地域やメンバーだけで通用する利子のつかないお金のことで、支え合う地域づくりの一手法として注目されている。

\*コミュニティ・ビジネス：地域の人々が、地域資源(労働力、原材料、技術力等)を活用して行うビジネスのこと。地域経済の活性化と同時に地域の生活課題の解決をめざす。

#### □活動を総合的に支える中間支援機能を持つ組織・団体を支援します

- ・ ボランティア活動の全県的な支援拠点であるひょうごボランティアプラザが、公的な支援機関、専門的知識を持つ大学、企業などと連携しながら、中間支援機能を持つNPO/NGO、地域支援拠点などとの情報共有、ネットワーク形成、資金助成などを通じて、さまざまな中間支援機能の充実を支援します。
- ・ 災害時のボランティア活動がスムーズに展開されるよう、行政(県・市町)、県・市町社会福祉協議会、ひょうごボランティアプラザが連携し、災害救援NPO/NGOや企業、各種関係団体など多様な主体による、平時からのネットワークづくりを進めます。

#### □各地域での総合的な支援拠点機能を充実します

- ・ 地域づくり活動を支援するため、生活創造センター構想\*の推進など県民局圏域ごとに、ネットワーク化の支援、地域に根ざした人材育成、情報収集・発信、協働事業の企画・実施等を通じて、地域づくり・生活創造活動支援拠点の充実を図っていきます。
- ・ 生活創造センターの整備や文化会館の活動支援機能強化などを通じ、各県民局圏域における総合的な地域づくり・生活創造活動支援機能の充実を図ります。
- ・ 県民局圏域の総合的な拠点機能の充実にあたっては、身近な地域を舞台とした拠点のネットワーク化支援や、各県民局や地元市町、地域団体、ボランティア・グループ・団体、NPO/NGO、大学・研究機関、企業などとの協働による企画・運営手法なども含めて、県民(生活者)の立場に立って取り組みます。

\*生活創造センター構想：生活創造センターを中心に、生活に関する総合的な情報の収集・発信、新しいライフスタイルづくりに向けた学習機会の提供、調査の充実、地域での実践活動及び交流活動に対する支援など、県民の生活創造活動を総合的に支援するという構想のこと。

### (3) 参画と協働による県行政推進の方向(県行政参画・協働推進計画)

次の考え方を基本に、県民の視点に立った参画と協働による県行政を推進します。

#### ① 県民と情報を共有する

- 県民の自律的な取り組みを支え、県行政との対等なパートナーシップを構築するため、県民本位のわかりやすく、きめ細かな情報の提供・発信を徹底するとともに、政策形成や事業展開の過程を明らかにし、各主体の相互理解と合意が得られるプロセス重視のしくみづくりに取り組みます。また、県民の視点に立った政策の評価・検証の手法を充実し、県民との参画と協働で施策の見直しを行うしくみづくりに取り組みます。



#### [ 重点取り組み項目 ]

##### □ 県民が主体的に選択できる情報を迅速に提供します

- ・ 生活者の視点に立った広報活動を行うため、多様化する広報媒体の特性を踏まえて、県民が情報に基づき的確な判断ができるよう、わかりやすく、きめ細かな情報を迅速に提供します。
- ・ 若い世代など多様な県民の参画を得ながら、印刷物の効果的な配布や編集方法の工夫、対象とする世代などに着目した広報活動を展開するとともに、IT(情報技術)を活用した双方向性のある広報を推進します。
- ・ 地域に密着した情報は、市町との情報共有のもと、市町施設での広報誌等の配布、市町の広報誌やホームページとの連携強化など、地域内の身近な機会での情報提供の拡充に努めます。

##### □ 県行政の評価・検証への県民参画を進めます

- ・ 県民と政策目標を共有するとともに、県民の施策・事業への関心を高めるため、県の行政施策の推進状況や成果等をわかりやすく公表します。
- ・ 地域特性や施策・事業の内容に応じた多様な視点から、各種施策の効果の評価・検証手法を充実するとともに、政策形成段階や事業実施段階において、参画と協働の実施状況について、インターネットアンケートやモニター制度などを活用して、県民が評価に参画する機会を拡充します。
- ・ 行政による自己評価と各主体による外部評価の対比などを通じて、多面的な視点からの行政運営の評価に取り組みます。



## ②県民と知恵を出し合う

- 政策形成段階から広く県民の意見を反映し、県民の視点に立った政策・事業を展開するため、幅広く県民と意見交換する機会の確保をはじめ、県民の主体的な発案が展開されるしくみづくりを構築するとともに、県民の選択肢を拡大し、県民の主体的な選択を尊重した施策・事業を展開します。



### [ 重点取り組み項目 ]

#### □県民の提案を具体的な取り組みにつなげます

- ・ さわやか提案箱など IT(情報技術)等を活用した提案方法も含め、いつでもだれでもどこからでも気軽に県行政に提案・提言できる多様なチャンネルを効果的に運用します。また、県民フォーラムなど県民と県とが直接対話する手法について、積極的に地域に出向くなど、きめ細かで効果的な運用を進めます。
- ・ 多様なメディアの活用や関係市町・団体等との連携を進めながら、県民意見提出手続制度\*の趣旨や仕組みなどについて、一層の周知・浸透を図ります。さらに、県民誰もが意見を提出できるよう、分かりやすい資料作成、概案(複数案を含む)はもとより、案件の特性に応じて説明会など、より意見の提出しやすい方法の工夫などを通じて、県民に身近な制度として活用されるよう努めます。
- ・ 県民、地域団体、NPO/NGO などからの提案を、ホームページで公開するなど目に見える形で共有・検討し、施策の形成や協働による事業展開につなげるなど、提案を有効に活用するしくみを検討します。

\*県民意見提出手続制度：県が基本的な政策を立案するに当たり、その趣旨・目的、内容等をあらかじめ県民に公表し、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出意見の概要と県の考え方などを公表する一連の手続(通称、ブリックコメント手続)のこと。兵庫県では、平成 14 年 4 月に全庁統一のルールを制定した。

#### □<sup>ひろ</sup>審議会などへの県民の参画機会を拡げます

- ・ 審議会や委員会など県行政の政策形成にかかる審議に、生活者の視点や専門的知識・技術を持った多様な世代の県民が委員等として直接参画する機会を充実します。
- ・ 審議会等への県民の関心を高めるとともに、委員として広く県民の参画を求めるため、審議会等にかかる情報を一括提供するホームページ内容の拡充など積極的な広報に努めます。さらに、公募で参画した審議会等の委員などが活動しやすいよう、審議会の運営等を工夫します。
- ・ 県民モニターをはじめ、アドバイザー、専門委員などさまざまな役割の導入を促進し、県民の多様なニーズを把握するとともに、県民が政策形成やその推進にかかわる機会を拡充します。

### ③ 県民と力を合わせる

- 「公民協働」に基づく政策を多様に展開するため、県民との共催、施設の維持管理などについて、それぞれに応じた形態を模索しながら、各種施策・事業の実施、展開段階で協働機会の確保に積極的に取り組みます。
- 県民と県行政の参画と協働をより実効性のあるものにしていくため、地域団体、ボランティアグループ・団体、NPO/NGO、職能団体など、地域を構成する多様な組織・団体との連携強化に努めるなかで、県民と行政をつなぐ新たなしくみを試し、実践しながら改善を重ねる柔軟な取り組みを行います。



#### [ 重点取り組み項目 ]

##### □ 県民の主体性を生かし、多様な協働を展開します

- ・ 県が実施する各種事業について、県民が主体性をより発揮できるよう、多様な主体との共同開催や共同運営など実施段階でのさまざまな形態の協働を積極的に推進します。また、県行政以外の主体が実施する取り組みに県行政が多様な形で参画・協働する取り組みも進めます。
- ・ 地域協働事業などを通じて培った、支援項目のメニュー化をはじめ、地域の実情に応じて柔軟に支援するしくみなどのノウハウをさまざまな事業に積極的に導入し、県民の主体性が十分に発揮できるよう施策の展開を図ります。
- ・ 地域を構成する多様な主体間の情報共有や、交流機会を創出するため、県民フォーラム、地域夢会議をはじめ、県民と県が一緒になって地域課題への対応を検討し、協働に結びつける取り組みを展開します。
- ・ 地域に密着した取り組みについては、施策立案段階から市町との情報共有・調整・連携を図るとともに、協議のうえで決定した市町と県の役割分担を県民や活動団体等に明示するなど、わかりやすい協働体制づくりをめざします。

#### □ 公民協働での取り組みを拡充します

- ・ 地域団体や NPO/NGO、企業などとの適切な連携のもと、協働して事業を展開するためのルールづくりや、事業委託のしくみづくりなど、県民サービスの向上につながる柔軟で多様な方法を導入します。
- ・ 公の施設の管理・運営にあたっては、公共性、利用の公平性、運営の安定性の確保に支障がなく、民間事業者などのノウハウを活用することにより効率的で県民サービスの向上につながる質の高い管理運営が期待できる施設について、公募による指定管理者の選定を進めます。さらに、社会情勢の変化などを見極めながら、必要な見直しを行うなど制度の適切な運用に努めます。
- ・ 地域の実情に応じたアドプトプログラムの推進とともに、これらから発展した、県管理の施設を活用した県民の交流を促すイベントの開催など、地域全体の活性化につながる支援方策について検討します。
- ・ サービスの質と費用の両面を総合的に判断して、県民への行政サービスを効果的・効率的に提供できる事業について、民間事業者や NPO/NGO、地域団体等への外部委託(アウトソーシング\*)を推進します。

\*アウトソーシング：業務運営等を外部に委託すること。これにより、人やスペース等の資源の有効活用、システムの運用・維持のためのコスト削減、民間事業者や NPO/NGO、地域団体等の多彩な能力や高度なノウハウの活用等の効果が期待できる。

#### □ 推進員など多様な主体の連携を支援します

- ・ まちづくり、地域福祉、地域防犯・防災、教育など特定分野の行政課題の解決に向けて、県行政と協働して取り組む推進員\*らが円滑に活動できるよう、積極的に必要な情報を提供するとともに、関連する他の推進員とのネットワーク化を推進します。
- ・ 各県民局に配置する地域づくり活動サポーター、各種推進員などが中心となって取り組む、地域づくり活動の担い手、地域団体のリーダー、コーディネーターなどの情報共有の場となるサポーターズネットの構築による支援を通じて、地域での横断的な取り組みにつなげます。
- ・ このような活動に取り組む地域づくり活動サポーターや推進員などが円滑に活動するために必要な知識・技能を習得する機会を拡充します。

\*推進員：特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するために知事が県民に委嘱するもの(「県民の参画と協働の推進に関する条例」第 10 条)。民生・児童協力委員、地球温暖化防止活動推進員など約 100 種類ある。(資料 2 用語解説を参照)

## 5. 参画と協働の推進に向けて

### (1) 目に見える形での展開 ～地域協働の推進～

成熟社会を迎える中で、ともに地域社会を担っていく意識が高まり、さまざまな活動が広がってきています。一方、活動をはじめる具体的きっかけがない県民も多くおられます。このため、「参画と協働」を浸透・定着させていくためのさらなる工夫が必要です。

平成 16 年度から、地域を舞台に地域住民が多様な主体と連携し、子育て、地域防犯、協働の場づくりなど、分かりやすい具体的な課題に取り組む「地域協働」を展開することにより、地域づくり活動がさまざまな形で広がり、大きな成果を生み出しつつあります。

このため、このような「地域協働」の考え方を基に、県民生活が営まれる地域社会で、多様な主体がともに考え、ともに取り組む協働の姿を目に見える形で実感できる事業展開を行うことが、地域のつながりを強め、参画と協働の裾野の拡大につながります。

これまでの県民運動や地域ビジョンの具体化の取り組みを踏まえ、県民と県が一緒になって、子育て、地域防犯、環境・緑化など、みんなで共有できる広域的な共通テーマを設定するなど、地域が一体となって進める取り組みを展開します。



### (2) 推進体制の整備

- 多様な主体の参画と協働による兵庫づくりを総合的に推進していくため、県行政の組織や職員すべてが、参画と協働を取り巻く時代潮流を的確に把握しながら、県政推進の基本姿勢である「参画と協働」の意義、目的意識を共有し、参画と協働の推進力を向上するための体制を整備します。



#### □職員意識を醸成します

- ・ 成熟時代に必要な行政能力の一つである、参画と協働にかかる県職員の意識改革、知識・技能の向上、現場での経験を施策に生かす政策形成能力の向上を図ります。
- ・ 多様な参画・協働の手法を、事業の中への積極的な導入を進めるため、それらの手法を効果的に活用するノウハウ等についてまとめた職員向けのガイドラインの作成などを通じて、全庁的にノウハウの共有を図ります。
- ・ 地域づくり活動に取り組む NPO/NGO、団体、企業での現場研修（県職員ボランティア研修など）や人材交流を実施するなど、県職員が参画・協働の推進役としての見識と資質を高める研修機会を一層充実します。
- ・ 職員がそれぞれの居住地域で地域の一員として実際に地域づくり活動に参画・協働しやすい環境づくりに努めます。

#### □市町との連携を深めながら、全庁が一体となった推進体制を整備します

- ・ 県民局は、各地域で展開される多様な地域づくり活動を支援する県行政の中核組織として、政策形成機能や現地解決型機能の一層の充実に取り組み、地域課題の多様化に応じた、先導的で柔軟な支援を行います。また、参画・協働に関する推進体制の明確化、総合窓口機能の拡充など、県民にわかりやすく、親しみやすい体制を整備します。
- ・ 本庁は、各部局が個々の施策・事業に応じて、参画と協働のチャンネルを効果的に組み込みながら政策形成とその実施に努めるとともに、県民政策部が中心となって、部局間の総合的な連絡・調整機能の強化を図ります。さらに、現場主義のもと、県民局と本庁がこれまで以上に県民ニーズや地域課題についての情報共有に努め、県民の視点に立った施策を効果的に立案・実施する体制を整備します。
- ・ 一方、市町と県が対等・協力のパートナーとして、緊密な連携・協調のもと、施策立案段階から情報を共有し、効果的な施策の立案・広報・実施はもとより、参画と協働の推進方法などについて意見交換を行うため、県・市町会議や県民局での地域政策懇話会\*などを効果的に運用するとともに、市町と県が日常的に情報共有、意見交換を図るため、IT(情報技術)を活用するなど迅速で効果的な仕組みを検討します。

※ 地域政策懇話会：総合的・戦略的な視点に立った地域政策を推進するため、地域ビジョンの実現に向けた推進方策や地域経営における課題等について、市町長と県議会議員、県民局長等が協議・調整を行う会合のこと。

#### □過程(プロセス)を重視した施策・事業を展開します

- ・ 地域の現状と課題、課題解決に向けた考え方、事業実施手法、協働する場合の相手の選考基準など、常に県民がその方向性、妥当性を判断できるよう、参画と協働による政策形成や事業展開の過程を明らかにします。
- ・ 具体的な施策・事業ごとに、特性に応じて創意工夫をこらしながら、参画と協働のチャンネルを適切に組み込んで、過程を重視した施策・事業を展開します。
- ・ 毎年度当初に作成する「参画と協働関連施策の展開方針(施策体系)」の中に、参画と協働のチャンネルを組み込んだ実施フローを記載することにより、施策実施前に推進方策を明らかにし、参画と協働のチャンネルの活用方法やその具体的な運用が適切かどうかについて、県民のご意見を聞きながら取り組みます。

## 参考

### ◇参画と協働のチャンネル ～県民と県行政をつなぐ多様な手法～

県民の参画と協働のスタイルは、テーマや課題、分野、取り組み内容、性質に応じて多種・多様なので、それらに応じて**参画と協働のチャンネルを適切に組み込み、的確かつ柔軟に運用**していくことが不可欠です。特に、参画と協働による県行政を推進するためには、具体的な施策・事業ごとに、その特性に応じて創意工夫をこらし、参画と協働のチャンネルを適切に組み合わせていくことが必要です。

これらの参考とするため、県民や県行政が参画と協働の取り組みを展開するにあたって活用できる**参画と協働のチャンネルのメニュー**を例示します。

#### 《参画と協働のチャンネル例》

チャンネル	内 容
情報公開	
公文書の公開	情報公開条例に基づき、公文書を公開する。
情報開示	事業の概況や会計状況等を公開する。
情報提供	
広報	各種メディア(印刷、電波・映像、インターネット)を活用して、情報を発信する。
説明会	広く県民の参加を求め、事業に関して説明する。
見学会	広く県民の参加を求め、県立施設や施設予定地等を見学する。
広聴	
アンケート	特定のテーマについて、広く県民の意見、要望を聴く。
相談	地域での困りごとや不安等について県民と話し合い、解決策を探る。
意見・提案	各種のツール(電話、手紙、電子メール等)を活用して、広く県民の意見・提案を聴く。
学習	
シンポジウム、セミナー	多数の県民が参加し、特定課題等について見識を深める機会を提供する。
大会、交流会	特定のテーマの関係者に参加を求め、交流を深める。
キャンペーン	特定の問題について県民が理解を深め、実践するための機会をつくる。
講座、講習	基礎的・専門的知識や趣味について学ぶ機会を提供する。
顕彰	
表彰	県民の主体的な行動を顕彰し、一層の活躍を期待する。

チャンネル	内 容
協議	
審議会、委員会	各種課題について学識経験者、各種団体、公募委員などが議論・検討を行う。
協議会、運営委員会、連絡会議	各種課題や計画立案、事業企画等について広く関係者により協議を行う。
意見交換	
フォーラム	広く県民の参加を求め、計画立案や課題解決に向けて意見交換を行う。
ワークショップ	県民が協働作業を通じ、互いの考えや違いを認識し、前向きな意見を引き出しながら提案をまとめる。
地域集会	県民と行政が、さまざまな問題点や新たな地域情報を交換しながら対話する。
研修会	特定のテーマについて県民や関係者が互いに学び合う。
住民会議	会議の目的に応じて茶話会、集会など多様な形式を設定し、話し合う。
意見、提言	
公聴会、ヒアリング	課題解決に向けて県民の意見を聴く。
パブリック・コメント	各種計画等について県民意見を募集する。
モニター	県の施策、課題等について意見、感想を述べる。
アドバイザー	各種課題についてその分野の有識者に知恵を求めたり、意見交換を行う。
事業の企画・協働	
共催、共同実施、運営参加	各種行事・イベントについて多様な主体が協力し、企画、運営する。
実行委員会	各種行事・イベントの企画・実行組織へ県民の主体的な参画を求める。
アドプトシステム	県民が、公共空間を維持管理する。
県民の主体的活動	
ボランティア活動	事業実施にあたって県民が主体的に協働する。団体等が行政と協働して事業を実施する。
ワークショップ	広く県民の参加を求め、実践活動を展開する。
相互扶助、共済制度	関係者が生活を互いに支え合うしくみを運営する。
地域通貨	特定の地域のみで使える通貨を活用して、地域振興や福祉、環境、文化、教育などに関連するコミュニティ活動を促進する。
コミュニティ・ビジネス	県民がビジネスとして地域の課題解決に取り組み、コミュニティ活動と地域経済の活性化を図る。

チャンネル	内 容
委託	
外部委託(アウトソーシング)	多彩な活力を発揮してもらうため、サービスの質とコストの両面を総合的に判断して効果的・効率的に提供できるものについて、県民に事業の運営等を委ねる。
PFI	民間の資金、経営能力、技術的能力等を活用して、公共施設の整備、維持管理、運営等を行う。
ネットワークづくり	
グループ支援、連携	地域づくり活動の一層の拡がりをめざし、各主体が交流したり、活動にともに取り組む。
コーディネート	地域づくり活動の一層の拡がりをめざし、県民の主体的な活動を連携・調整する。
担い手づくり	
推進員など	県行政の推進について一定の役割を委嘱する。
人材バンク、人材データベース	さまざまな能力をもつ県民を登録し、県民が活動する機会を提供する。
サポーター、オーナー制度、会員制度	県民が地域づくりの担い手となるしくみを運用する。
指標、目標値	県行政の達成状況を評価する。事業等の進捗状況や目標の達成状況を評価する。
監査	行政の事務の執行を検査する。
外部評価	外部から事業の成果等を評価する。
公開審査会、報告会	補助等にあたって公開して審査や報告を行い、県民とともに考える機会を設ける。

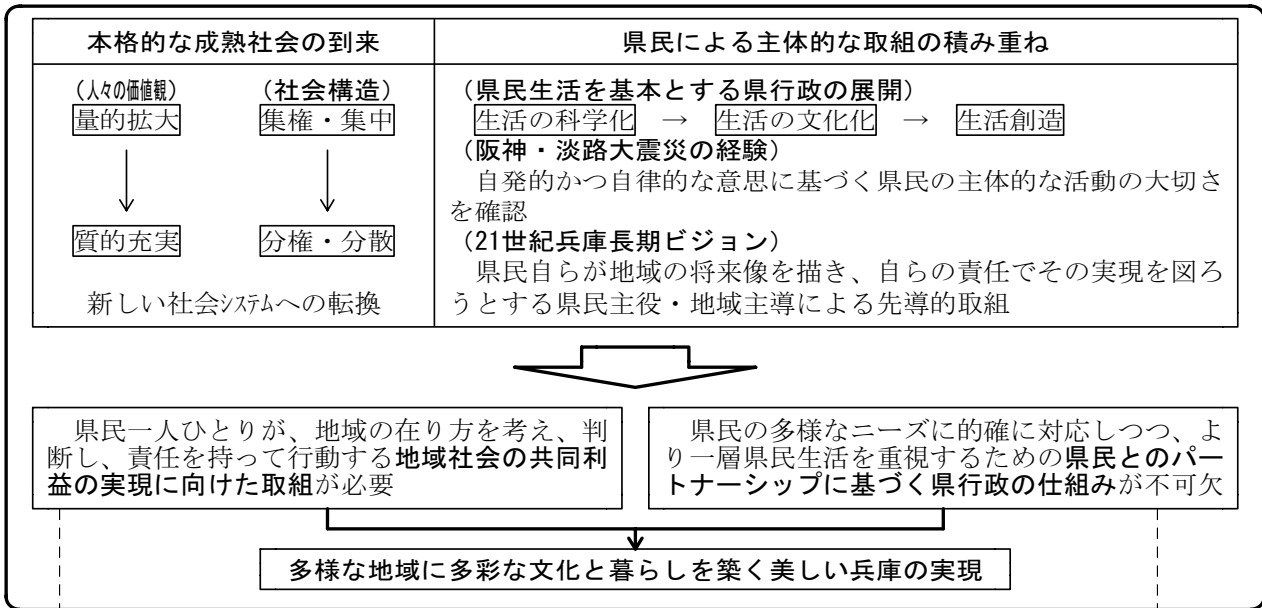
## 資 料

- 資料1 県民の参画と協働の推進に関する条例
- 資料2 用語解説
- 資料3 県民生活審議会参画・協働推進専門委員会の概要
- 資料4 県民との意見交換など

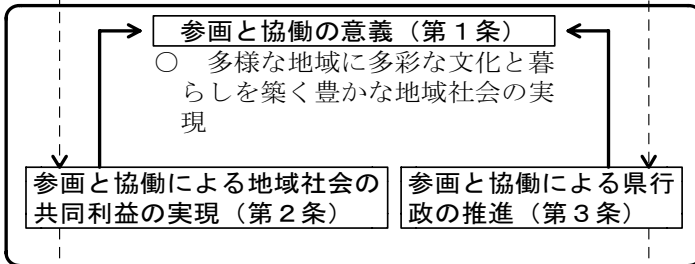
資料1 県民の参画と協働の推進に関する条例

構成

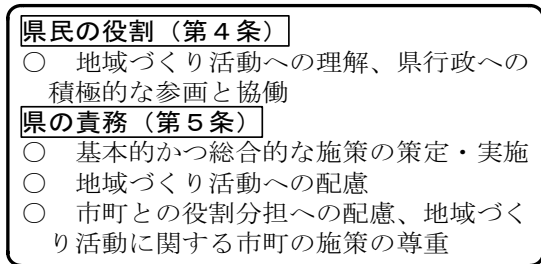
《前文》



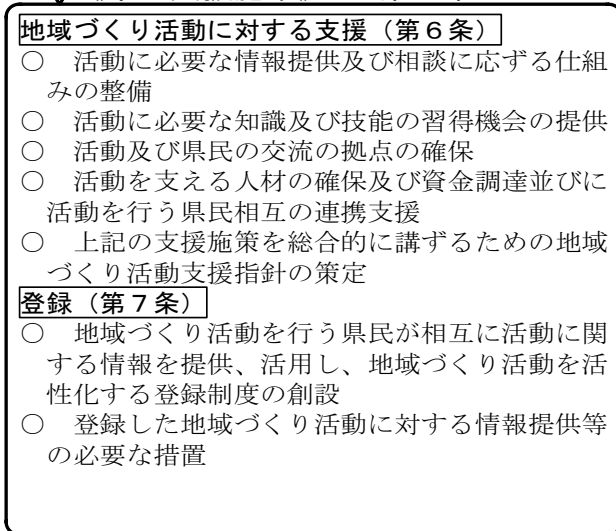
《参画と協働の理念》 ※第1章



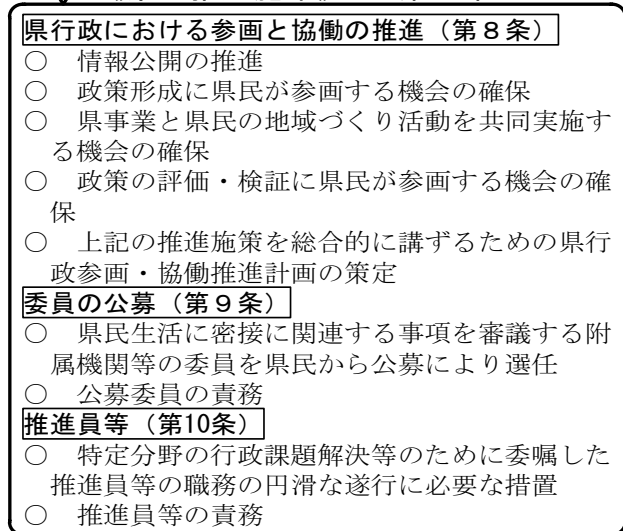
《責務等》 ※第1章



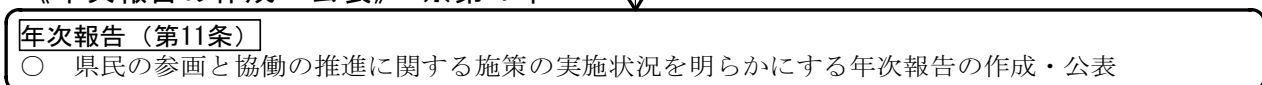
《県の支援施策》 ※第2章



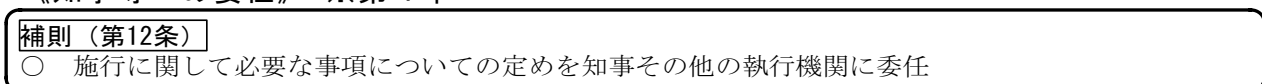
《県の推進施策》 ※第3章



《年次報告の作成・公表》 ※第4章



《知事等への委任》 ※第4章



# 県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号）

## 目次

前文	
第1章 総則（第1条～第5条）	
第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現（第6条～第7条）	
第3章 参画と協働による県行政の推進（第8条～第10条）	
第4章 雑則（第11条～第12条）	
附則	

21世紀の本格的な成熟社会を迎えた今日、人々の価値観が量的拡大より質的充実を求める方向へと変化するとともに、中央集権・一極集中による画一性と効率性を優先する社会システムから、地方分権・多極分散による多様性と個性を優先する生活者の視点に立った新しい社会システムへの転換が求められている。

兵庫県では、これまで、自主的な生活意識の確立と生活の合理化を目指す「生活の科学化」や、生きがいなどの人間の内に配慮する「生活の文化化」を推進するほか、県民が主体的に行動し、自ら社会を創り上げていく「生活創造」を推進し、様々な形で県民運動の展開を支援するなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。阪神・淡路大震災においても、被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地域団体、ボランティア等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな力となつたことに、自発的かつ自律的な意思に基づく県民による主体的な取組の大切さを改めて確認した。

また、新しい世紀における兵庫づくりを目指す「21世紀兵庫長期ビジョン」に県民自らが地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図ろうとする県民主役・地域主導による先導的な取組が進められてつある。

これらの貴重な経験とその積み重ねを踏まえつつ、自然と調和し、共に生きることを基本に、人類の安全と共生にも寄与する志高い地域づくりを進めるためには、県民一人ひとりが、自ら考え、判断し、責任を持って行動する取組が大切である。

あわせて、県民の多様なニーズに的確に対応しつつ、より一層県民生活を重視した県行政を推進していくためには、県民の参画と協働の多様な機会の確保を図り、県民とのパートナーシップに基づき県行政を推進していく必要がある。

このような認識に基づき、共に県民を代表し、地方自治を支える双輪である議会と知事の緊密な連携の下、施策の決定と確実な推進が図られることを基本に、参画と協働の理念を明らかにし、県民の参画と協働の推進に関する基本的事項を定め、もって県民の総意により、多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く美しい兵庫を実現することを目的として、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （参画と協働の意義）

**第1条** 多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く豊かな地域社会は、自律と共生を基調とした、県民一人ひとり、地域団体、ボランティア団体その他民間の団体及び事業者（以下「県民」という。）の参画と協働による地域社会の共同利益の実現及び県民の参画と協働による県行政の推進により、実現されなければならない。（参画と協働による地域社会の共同利益の実現）

**第2条** 地域社会の共同利益の実現のための活動（以下「地域づくり活動」という。）は、県民の自発的かつ自律的な意思に基づく参画及び県民の相互の協働により、行われなければならない。（参画と協働による県行政の推進）

**第3条** 県行政は、県民の積極的な参画及び県と県民との協働により、推進されなければならない。（県民の役割）

**第4条** 県民は、前3条に定める参画と協働の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域づくり活動に対する理解を深めるとともに、自らが県行政を推進するという自覚と責任を持って、県行政への積極的な参画と県行政の推進に係る県との協働に努めるものとする。（県の責務）

**第5条** 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域づくり活動が、県民の自発的かつ自律的な意思に基づくものであるべきことに配慮するものとする。

3 県は、第1項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、市町との役割分担に配慮するとともに、地域づくり活動に関する市町の施策を尊重するものとする。

## 第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現

### （地域づくり活動に対する支援）

**第6条** 県は、基本理念にのっとり、地域づくり活動に対して必要な支援を行うため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 地域づくり活動に必要な情報を提供し、及び地域づくり活動に関する相談に応ずる仕組みを整備すること。

(2) 地域づくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。

(3) 地域づくり活動及び県民の交流の拠点を確保すること。

(4) 地域づくり活動を支える人材の確保及び資金の調達並びに地域づくり活動を行う県民相互の連携に対して支援をすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域づくり活動を支援するために必要な措置を行うこと。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための基本指針（以下「地域づくり活動支援指針」という。）を定めるものとする。

3 知事は、地域づくり活動支援指針に県民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、地域づくり活動支援指針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する県民生活審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、地域づくり活動支援指針を定めたときは、これを公表するものとする。

6 前2項の規定は、地域づくり活動支援指針の変更について準用する。（登録）

**第7条** 地域づくり活動を行う県民は、自らが行う地域づくり活動に関する情報を相互に提供し、及び活用するとともに、相互の連携及び交流を深め、もって地域づくり活動の活性化に資することができるよう、地域づくり活動の内容その他当該地域づくり活動に関する事項の登録をすることができる。

2 県は、前項の登録をした地域づくり活動に対して、情報提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 第1項の登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

（第3章 参画と協働による県行政の推進）

**第8条** 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働による県行政を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 県行政の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすための情報公開を推進すること。

(2) 県の政策の形成に県民が参画する機会を確保すること。

(3) 県が実施する事業と県民の地域づくり活動とを共同で実施する機会を確保すること。

(4) 県の政策の評価及びその効果の検証に県民が参画する機会を確保すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、県行政における県民の参画と協働の機会を確保すること。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための計画（以下「県行政参画・協働推進計画」という。）を定めるものとする。

3 第6条第3項から第6項までの規定は、県行政参画・協働推進計画について準用する。（委員の公募）

**第9条** 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県の政策の形成に県民が参画する機会を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他委員会等で、県の政策の形成に関して調査審議するために設けられるもの委員（以下「委員」という。）を選任しようとする場合において、これらの審議が県民生活に密接に関連し、県民の意見を反映させることが適当であると認めるときは、広く県民に対して公募を行うものとする。

2 公募により委嘱された委員は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとし、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べるものとする。

3 委員の公募に関して必要な事項は、知事等が別に定める。（推進員等）

**第10条** 知事等は、特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するための職（以下「推進員等」という。）を県民に委嘱することが、県民の参画と協働による県行政の推進に資することにかんがみ、推進員等を委嘱された者の職務が円滑に遂行されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 推進員等を委嘱された者は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとする。（第4章 雑則）

（年次報告）

**第11条** 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項の年次報告について準用する。（補則）

**第12条** この条例の施行に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（検証）

2 県民の参画と協働の推進に関する施策については、この条例の施行の日から起算して3年以内にその効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

この条例は、「県民の参画と協働の推進に関する条例の施行期日を定める規則（平成15年兵庫県規則第6号）」により、平成15年4月1日から施行しています。

## 資料2 用語解説

アウトソーシング	業務運営等を外部に委託すること。これにより、人やスペース等の資源の有効活用、システムの運用・維持のためのコスト削減、民間事業者やNPO/NGO、地域団体等の多彩な能力や高度なノウハウの活用等の効果が期待できる。
美しい兵庫指標	「21世紀兵庫長期ビジョン」が描く社会像の達成状況を評価するために設けた「社会像評価」、県が自ら提供するサービスについて県民の立場に立ち、その成果等を測定・分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うとともに、その結果を政策の企画立案に的確に反映していく「政策評価」、それら共通のデータベースとなる「指標の森」から構成されている。
NGO	non-governmental organizationsの略。もともとは国連憲章の中で使われている言葉で、非政府組織のこと。営利を目的とせず、開発問題、環境問題、平和問題などの諸問題に国際的に活動する民間団体をさす場合が多い。
NPO	non-profit organizationsの略。ここでは、福祉（医療・福祉）、まちづくり、子育て、環境、国際など、あらゆる分野における営利を目的としない民間の組織のことをいう。NPO法に則して認証されたNPO法人、一部の財団法人、社団法人、社会福祉法人などと、そのような法人格は取得していない市民活動団体やボランティア団体の2つの類型を含む。
県民意見提出手続	県が基本的な政策を立案するに当たり、その趣旨・目的、内容等をあらかじめ県民に公表し、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出意見の概要と県の考え方などを公表する一連の手続（通称、パブリックコメント手続）のこと。兵庫県では、平成14年4月に全庁統一のルールを制定した。
県民モニター	県行政の施策や課題などについてインターネット上のアンケート調査に回答するモニター制度に登録している人（公募）のこと。
コミュニティ・ビジネス	地域の人々が、地域資源（労働力、原材料、技術力等）を活用して行うビジネスのこと。地域経済の活性化と同時に地域の生活課題の解決をめざす。
さわやか提案箱	県のホームページに知事あてのメールボックスを設け、電子メールによる意見・提案の受け付け、回答を行っている。
さわやかトーク	さわやかフォーラムに合わせて、知事が地域の実践活動グループを訪問し、現地で自由に意見交換を行っている。
さわやかフォーラム	さわやかな県政を推進するため、県民と知事が気軽に語り合える場を設け、地域づくりについて幅広い意見交換を行っている。
市町優先の原則	地域の課題は、住民の責任ある選択により、総合的、主体的に解決することが重要であることから、課題の解決は、住民の意思の反映などを最も行いやすい市町が優先的にを行い、県は市町ではできないことを行うという考え方。
指定管理者制度	平成15年度の地方自治法の一部改正により導入された制度で、地方自治体が指定する「指定管理者」に公の施設の管理を代行させるものであり、企業やNPOなどの民間事業者も指定管理者になることができるものとされている。 指定管理者制度の導入によって、民間企業やNPOなどが、施設の運営に参加することにより、効果的、効率的な管理運営や住民サービスの向上などの効果が期待されている。

推進員	特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するために知事が県民に委嘱するもの(「県民の参画と協働の推進に関する条例」第10条)。民生・児童協力委員、地球温暖化防止活動推進員など約100種類ある(注)。
生活創造センター構想	生活創造センターを中心に、生活に関する総合的な情報の収集・発信、新しいライフスタイルづくりに向けた学習機会の提供、調査の充実、地域での実践活動及び交流活動に対する支援など、県民の生活創造活動を総合的に支援するという構想のこと。
全県ビジョン推進方策	兵庫県の将来像やその実現方向を示す「全県ビジョン」の実現に向けて、県が取り組む具体的なプログラムを示すとともに、地域ビジョンの実現を支援するもの。
地域政策懇話会	総合的・戦略的な視点に立った地域政策を推進するため、地域ビジョンの実現に向けた推進方策や地域経営における課題等について、市町長と県議会議員、県民局長などが協議・調整を行う会合のこと。
地域通貨	国家通貨と異なり、一定の地域やメンバーだけで通用する利子のつかないお金のことで、支え合う地域づくりの一手法として注目されている。
地域づくり活動サポーター	県民のさまざまな地域づくり活動を効果的に支援するため、県民の身近なアドバイザーとして、また、グループ・団体・NPO/NGOなど多様な主体のつなぎ役として、さらに、県民局域で活動する各種推進員の連携の推進役としての役割を担う。
地域づくり活動情報システム(コラボネット)	県民の自主的・自律的な地域づくり活動の活性化を応援するため、地域づくり活動の概要(活動内容、活動分野、活動地域、グループ・団体の概要など)を登録してもらい、インターネットなどを通じて広く情報発信するシステムのこと。平成17年度に、活動支援情報の提供機能の強化と、支援ニーズのマッチングを図る機能の追加をした。ボランティアプラザで運用している。
21世紀兵庫長期ビジョン	成熟社会を迎える中、県民主役・地域主導を基本として、21世紀初頭の兵庫県のめざすべき社会像についてとりまとめたもの。めざすべき兵庫像を「美しい兵庫」とし、その実現の基本姿勢として「参画と協働」を位置づけている。 地域ごとにとりまとめられた「地域ビジョン」と、各地域の将来像を共有してその実現を支援する「全県ビジョン」で構成されている。
2007年ごろから退職期を迎える団塊の世代	日本の経済成長を支えてきた団塊世代(日本の人口構成の中で大きな層となる、昭和22年生まれから24年生まれの世代)が、2007(平成19)年から定年退職を迎えることから、労働人口の変化やノウハウの伝承、税金、退職金支払など日本社会に様々な形で大きな影響を与えるとされている(2007年問題)。 各地方自治体においても、この世代をいかに地域に呼び込むことができるかが地域の活性化に向けた大きな鍵になると考えられている。
ひょうごアドプト	兵庫県管理の道路、河川、海岸などの公共物の一定区間と美化清掃などを行うボランティア団体(住民や企業)とが、団体、県、市町の三者による合意書の締結により「養子縁組(アドプト)」し、快適な生活環境の創出に取り組んでいる。参加団体は担当地区の清掃美化、草刈り、植栽などを行い、県は地域の状況に応じて、参加団体などを表示する看板の設置や、ボランティア保険への加入、軍手・ゴミ袋の支給などの支援をしている。

ひょうごボランティア基金	<p>ボランティアグループ・団体、NPO等が行う幅広い分野の県民ボランティア活動の促進や、児童福祉施設入所児童及び交通遺児の激励など、地域福祉の向上を図ることを目的として、(社福)兵庫県社会福祉協議会において、平成14年4月に設置されている、約100億円を原資とした、全国的にも最大規模の基金のこと。</p> <p>ひょうごボランティアプラザでは、グループ・団体等による草の根の活動からNPOによる中間支援活動まで多様な活動を支援するため、この基金を有効に活用し、きめ細かな助成メニューを展開している。</p>
ひょうごボランティアプラザ	<p>県民のボランティア活動を支援・促進する全県的支援ネットワーク拠点として、平成14年6月に開設。地域支援拠点・中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、①交流・ネットワーク ②情報の提供・相談 ③活動資金支援 ④人材養成 ⑤調査研究等の支援事業を行っている。施設の設置は兵庫県で、兵庫県社会福祉協議会が運営している。</p>
P F I	<p>Private Finance Initiativeの略。民間の資金、経営能力、技術的能力等を活用して公共施設の整備、維持管理、運営等を行うこと。</p>
ボランティア	<p>ここでは、自らの意思に基づいて、社会の一員として他の人々や社会の福利を向上させるために行動する人をいう。</p>
MY指標	<p>「社会像評価」や「指標の森」の指標のうち、重要と思う指標や好きな指標を「私の指標」として県民各自が選び、それぞれが取り組む活動の目標や目安として活用する指標のこと。</p>

(注)「県民の参画と協働の推進に関する条例」第10条に該当する推進員等一覧(平成17年度調査)

	名称		名称		名称			
学校・家庭・子育て	地域教育推進委員	(健康づくり)	医療相談専門員	(安全・安心な生活)	少年警察協助手員			
	学校評議員		兵庫県薬物乱用防止指導員		少年指導委員			
	青少年愛護活動推進員		兵庫県麻薬中毒者相談員		高齢者交通安全指導員			
	青少年愛護活動推進協力員		エイズ電話相談員		長寿社会対策パイロット地区推進委員			
	児童虐待対応専門アドバイザー		こころの電話相談指導事務非常勤嘱託員		交通安全モニター			
	児童生徒支援事務嘱託員		精神保健事務嘱託員		暴走族モニター			
	児童虐待相談員		精神保健福祉相談事務嘱託員		雑踏警備アドバイザー			
	こどもセンターアドバイザー		民生・児童協力委員		災害モニター			
	すくすく相談員		高齢者相談協力員		災害時等警察活動協力員(愛称～警察OB協力員)			
	家庭相談員		身体障害者相談員		山地災害情報協力員			
	子育て家庭応援推進員		手話通訳事務嘱託員		地球温暖化防止活動推進員			
	女性保護業務嘱託員(寮母)		手話通訳者、手話奉仕員		環境モニター			
	兵庫県女性相談員		介助犬普及相談員		不法処理監視員			
	女性相談調整連絡員		聴能検査事務嘱託員		企業立地推進委員			
	DV専門相談員		知的障害者相談員		ひょうごの匠			
	自立支援員		原子爆弾被爆者相談員		技術開発指導員			
	生活の質の向上		男女共同参画推進員		高齢者・障害者などの生活支援	中国帰国者自立指導員	循環型の生活・環境の保全	県立大学技術移転コーディネーター
男女共同参画申出処理委員		中国帰国者自立支援通訳	県立大学研究企画コーディネーター					
女性問題カウンセラー		中国引揚者相談員	特別訓練推進事務嘱託員					
主任女性問題相談員		消費生活相談員	職業訓練推進事務嘱託員					
女性問題相談員		食の安全・安心相談員	パート情報アドバイザー					
活動支援コーディネーター		労働相談員	地域しごと情報・労働相談員					
生活情報活動アドバイザー		交通事故相談員	自然とのふれあい					
生活創造コーディネーター		犯罪被害者相談員(委嘱相談員)	自然保護指導員					
文化活動指導事務嘱託員		カウンセリングアドバイザー	動物愛護推進員					
生涯学習アドバイザー		地域安全活動パイロット地区安全推進委員	鳥獣保護員					
県立大学知的財産コーディネーター		地域ふれあいの会委員	多彩な交流					
くらしのアドバイザー		地域交通安全活動推進委員	県立大学国際交流相談事務嘱託員					
くらしのチーフクリエイター		兵庫県警察サイバーパトロールモニター	兵庫県ふるさと水と土指導員					
くらしのクリエイター		暴力団情報モニター	外国人県民モニター					
健康づくり		健康ひょうご21県民運動推進員	安全・安心な生活	銃器等水際監視協力員		さまざまな場面で		さわやか県民相談担当参与
		食の健康運動リーダー(調理実習担当)		子どもを守るモニター				地域県民情報センター担当参与
		食の健康運動リーダー(農業体験担当)						地域ビジョン委員
				地域づくり活動サポーター				

\*推進員：特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するために知事が県民に委嘱するもの(「県民の参画と協働の推進に関する条例」第10条)。民生・児童協力委員、地球温暖化防止活動推進員など約100種類ある。

### 資料3 県民生活審議会参画・協働推進専門委員会の概要

#### 1. 名簿

##### (1) 参画・協働推進専門委員会委員

	氏名	役職等
委員長	牛建 文彦	特定非営利活動法人ピア・しんぐう代表（公募委員）
	北野 美智子	兵庫県連合婦人会長
	小西 康生	神戸大学経済経営研究所教授
	小沼 経子	特定非営利活動法人さつき理事長（公募委員）
	小林 郁雄	市民まちづくり支援ネットワーク代表
	白川 武夫	こころ豊かな美しい兵庫推進会議副会長（兵庫県連合自治会会長）
	立木 茂雄	同志社大学文学部教授
	中瀬 勲	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授、人と自然の博物館副館長
	中西 均 ***	兵庫県商工会議所連合会専務理事（平成16年12月16日就任）
	野崎 隆一	ひょうご市民活動協議会代表
	野々山久也	甲南大学文学部教授、(財)ヒューマンケア研究機構家庭問題研究所長
	速水 順一郎	(社)兵庫県子ども会連合会常務理事兼事務局長
	宮道 博 *	兵庫県商工会議所連合会専務理事（平成16年12月15日辞任）
副委員長	森 綾子	特定非営利活動法人宝塚NPOセンター事務局長
	山下 淳	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授

##### (2) 第6期県民生活審議会委員

	氏名	役職等
会長	浅倉 陽子	特定非営利活動法人IKGS緑化協会理事
	石原 修三 ***	兵庫県議会議員（平成17年7月15日就任）
	上田 弘 *	兵庫県町村会副会長（前一宮町長）（平成17年7月28日辞任）
	牛建 文彦	特定非営利活動法人ピア・しんぐう代表（公募委員）
	奥村 和恵	多可町ベルディホール顧問
	梶山 卓司	神戸新聞社論説委員
	加藤 恵正	兵庫県立大学経済経営研究所所長
	菊池 久 ***	独立行政法人製品評価技術基盤機構生活・福祉技術センター所長（平成16年8月24日就任）
	北野 美智子	兵庫県連合婦人会長
	後藤 玲子	弁護士
	小西 康生	神戸大学経済経営研究所教授
	小沼 経子	特定非営利活動法人さつき理事長
	斉藤 泉 *	連合兵庫女性委員会委員長（平成18年2月20日辞任）
	佐伯 忠良 ***	兵庫県町村会副会長（播磨町長）（平成17年7月29日就任）
	澤田 功	兵庫県商工会連合会専務理事
	清水 美知子	関西国際大学人間学部助教授
	所村 利男 *	独立行政法人製品評価技術基盤機構生活・福祉技術センター所長（平成16年8月23日辞任）
	白川 武夫	こころ豊かな美しい兵庫推進会議副会長（兵庫県連合自治会会長）
	鈴木 恵子	社会保険労務士／介護保険相談員（公募委員）
	高谷 かづ子 ***	連合兵庫女性委員会委員長（平成18年2月21日就任）
	瀧川 好夫	神戸大学大学院経済学研究科教授
	田村 広一	兵庫県市長会副会長（高砂市長）
	近田 敬子	兵庫県看護協会会長（兵庫県立大学看護学部名誉教授）
	鳥越 皓之	早稲田大学人間科学学術院教授
	手嶋 豊	神戸大学大学院法学研究科教授
	中西 均	兵庫県商工会議所連合会専務理事
	根岸 哲	神戸大学大学院法学研究科教授
	幡井 政子	兵庫県消費者団体連絡協議会会長
	原 仁美 *	神戸市消費者協会会長（平成16年6月24日辞任）
	藤原 礼子 ***	神戸市消費者協会会長（平成16年6月25日就任）
	前田 小百合	生活協同組合コープこうべ理事
	松原 一郎	関西大学社会学部教授
	森 綾子	特定非営利活動法人宝塚NPOセンター事務局長
矢尾田 勝 *	兵庫県議会議員（平成17年7月14日辞任）	
山下 淳	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授	

\*：期間中に委員を辞任された方（辞任年月日）、\*\*\*：期間中に委員に就任された方（就任年月日）

## 2. 審議経過

### (1) 審議体制

区分	役割・運営方法	開催回数
参画・協働推進 専門委員会	「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づき、平成 15 年度に策定した「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の具体的な推進について審議する。 また、当条例施行 3 年目となる平成 17 年度には、当条例に基づく参画と協働関連施策の効果の検証及びその結果をふまえた必要な措置について審議する。	7 回
全体会	真に豊かで調和のとれた県民生活の実現に関する基本的事項並びに県民の生活創造に関する施策及び消費者保護に関する施策について調査・審議する。	3 回

### (2) 審議経過

開催日	区分	審議の内容
平成 16 年 3 月 31 日(水) 15:30～17:30	第1回全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6期県民生活審議会の検討方向について</li> <li>・今後の消費者行政のあり方検討について</li> <li>・「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づく平成 15 年度年次報告の検討方向について</li> <li>・平成 16 年度参画と協働関連施策の展開方針(案)について</li> </ul>
平成 16 年 6 月 18 日(金) 15:00～17:00	⑩第1回 参画・協働推進 専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 16 年度本委員会の運営及び審議事項等について</li> <li>・年次報告について</li> <li>・地域づくり活動の事例集について</li> </ul>
平成 16 年 10 月 20 日(水) 13:30～15:30	⑩第2回 参画・協働推進 専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づく検証に向けて</li> <li>・地域づくり活動支援データベースの構築について</li> <li>・「地域づくり活動の事例集(仮称)」について</li> </ul>
平成 17 年 2 月 8 日(火) 10:00～12:00	第2回全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創造的の市民社会の実現に向けた今後の消費者行政のあり方について</li> <li>・県民交流広場事業(仮称)について</li> <li>・各地域(県民局単位)における生活創造活動支援拠点機能の強化について</li> <li>・「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づく検証に向けて</li> </ul>
平成 17 年 3 月 16 日(水) 10:00～12:00	⑩第3回 参画・協働推進 専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参画と協働の検証の考え方について</li> <li>・「地域づくり活動の事例集(仮称)」の最終案について</li> </ul>
平成 17 年 6 月 24 日(金) 15:00～17:00	⑪第1回 参画・協働推進 専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参画・協働推進専門委員会の運営について</li> <li>・参画・協働条例に基づく施策の効果の検証について</li> </ul>
平成 17 年 10 月 25 日(火) 13:00～15:00	⑪第2回 参画・協働推進 専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づく施策の効果の検証(中間とりまとめ素案)について</li> </ul>
平成 17 年 12 月 21 日(水) 13:30～15:30	⑪第3回 参画・協働推進 専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づく施策の効果の検証(最終報告素案)について</li> <li>・「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の改定方向について</li> </ul>
平成 18 年 3 月 10 日(金) 13:00～15:00	⑪第4回 参画・協働推進 専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」(補強・改定案)について</li> </ul>
平成 18 年 3 月 15 日(水) 15:00～17:00	第3回全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」(補強・改定案)について</li> <li>・これまでの審議経過と今後の検討課題について</li> </ul>

## 資料4 県民との意見交換など

### (1) 県民との意見交換など

#### ①出前会議の参加団体やNPO等との意見交換の実施

参画と協働関連施策の効果の検証を踏まえてとりまとめた「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の補強・改定案に基づき、県民との意見交換を行いました。

[参考：参画・協働出前会議の開催]

参画と協働関連施策の効果の検証の段階で、参画と協働の状況や今後の推進について、県民の意識や実態を把握するため、地域団体、NPO、ボランティアグループや若い世代、退職世代など多様な県民と県民局ごとに多様な形態で意見交換を行いました。

#### ○検証にあたって意見交換した団体・グループなど

神戸生活創造センター	5回	実践活動家(キー・パーソン)、第9期 こころ豊かな人づくり500人委員会	91人
阪神南県民局	10回	一般市民、こころ豊かな人づくり500人 委員会委員、地域づくり活動団体構 成員、阪神間のNPO代表者等、地域 づくり活動サポーター等	181人
阪神北県民局	7回	地域活動に携わっている県民、環境 問題を考える地域団体、こころ豊かな 美しい阪神北推進会議役員、500人 委員会、地域づくり活動サポーター等	279人
東播磨県民局	5回	地域づくり活動応援事業申請団体代 表者、こころ豊かな人づくり500人委 員会委員、青少年愛護活動推進協力 員等	261人
北播磨県民局	5回	こころ豊かな人づくり500人委員会、 NPOスタッフ、ボランティアグループ、 北播磨地域男女共同参画推進員、地 域づくり活動サポーター等	131人
中播磨県民局	7回	こころ豊かな人づくり500人委員会、 中播磨女性団体連絡協議会、姫路市 NPO法人連絡協議会、兵庫県立大 学学生等	159人
西播磨県民局	5回	高校生、PTA、NPO、地域住民、50 0人委員会等	90人
但馬県民局	7回	地域づくり活動応援事業申請希望団 体、但馬夢テーブル委員会委員、「た じま『子育て』ネット」行動プログラム策 定委員等	92人
丹波県民局	5回	地域団体活動パワーアップ事業助成 団体、NPO法人の代表者・役員、篠 山市社会福祉協議会、丹波市社会福 祉協議会等、自治会等	92人
淡路県民局	8回	地域づくり活動応援事業申込団体、 自治会、婦人会、学校関係者、NPO 法人、まちづくり団体、企業、商工会、 農協、公民館等	132人

○「支援指針・推進計画」骨子案に基づき、再度意見交換した団体・グループ

地域	名称	開催日時	開催場所	参加団体	
				属性	人数
神戸	「ひょうごユニバーサル社会づくり」神戸地域実践活動セミナー	平成18年2月4日(土)	国際会館9階 大会場	第9期こころ豊かな人づくり500人委員会及び一般県民	150
阪神南	「ひょうごボランティア活動支援ネット」地域別会議(阪神南地域)及び阪神南地域サポーターズネット会議	平成18年2月3日(金)	尼崎市立労働福祉会館 大会議室	地域づくり活動サポーター等	19
	阪神NPO連絡協議会	平成18年2月20日(月)	生きがいしごとサポートセンター阪神北	阪神間のNPO代表者	9
阪神北	第9期こころ豊かな人づくり500人委員会地域・コミュニティ班の打ち合わせ	平成18年2月8日(水)	阪神北県民局内会議室	500人委員会メンバー	4
東播磨	地域づくり活動サポーター(ハートランドぐり石ネット)定例会	平成18年2月16日(木)	加古川市まちづくりセンター(JAビル)	地域づくり活動サポーター(ハートランドぐり石ネット)	15
北播磨	男女共同参画推進員定例会議	平成18年2月27日(月)	北播磨県民局内会議室	北播磨地域男女共同参画推進員	12
中播磨	中播磨地域づくり活動サポーター研究会	平成18年2月14日(火)	中播磨県民局内会議室	地域づくり活動サポーター	8
西播磨	500人委員会定例会	平成18年2月26日(日)	新宮町ふれあい会館研修室	500人委員会メンバー	28
但馬	兵庫地域高齢者大学地域活動実践講座(但馬文教府みてやま学園大学院講座)	平成18年2月17日(金)	但馬文教府会議室	高齢者大学地域活動実践講座受講生	27
丹波	社団法人ひかみ青年会議所役員定例会	平成18年2月21日(火)	社団法人ひかみ青年会議所の事務所	社団法人ひかみ青年会議所役員	20
淡路	淡路BBS連盟淡路地区会の定例会	平成18年2月6日(月)	南あわじ市役所緑庁舎会議室(旧緑町役場)	淡路BBS連盟淡路地区会(20歳代)	8
	南いきいきサロン(地元自治会)の定例会	平成18年2月9日(木)	洲本市コミュニティプラザ南公会堂	南いきいきサロン(地元自治会)	25

《NPO との意見交換》

開催日時	開催場所	参加団体	
		属性	人数
平成18年1月31日(火)	ひょうごボランティアプラザセミナー室	NPO法人Green Alliance、HINTプロジェクト推進協議会、NPO法人宝塚NPOセンター、NPO法人福祉住環境サポートセンター、NPO法人プレーンヒューマニティー、NPO法人いきいき将来設計工房、NPO法人ASUネット、NPO法人シンフォニー	8

②県民意見提出手続(パブリック・コメント手続)の実施

参画と協働関連施策の効果の検証を踏まえてとりまとめた「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の補強・改定案に基づき、県民から広く意見を募集しました。

- ・実施時期：平成18年2月2日(木)～平成18年3月3日(金) (30日間)
- ・意見提出者数：110件 (55人)

③市町への意見照会

平成18年2月に「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の補強・改定案に基づき、県内の全市町に意見を求めました。

(改定版)  
地域づくり活動支援指針  
県行政参画・協働推進計画

平成 18 年 3 月

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課  
650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
電話：078-362-4015

メールアドレス：ks\_sankaku@pref.hyogo.jp

ホームページ：http://web.pref.hyogo.jp/sankaku/index.html